

平成 31 年（2019 年） 3 月紀北町議会定例会会議録

第 3 号

招集年月日 平成 31 年 2 月 28 日（木）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 議 平成 31 年 3 月 12 日（火）

出席議員

1 番	宮地 忍	2 番	田島明良
3 番	柴田洋巳	4 番	岡村哲雄
5 番	大西瑞香	6 番	原 隆伸
7 番	奥村 仁	8 番	樋口泰生
9 番	太田哲生	10 番	瀧本 攻
12 番	入江康仁	13 番	家崎仁行
14 番	東 清剛	15 番	平野隆久
16 番	中津畑正量		

欠席議員

11 番 近澤チヅル

(午前 9時 30分)

東清剛議長

皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は15名であり、定足数に達しております。

なお、11番 近澤チヅル君より所用のため欠席との連絡を受けておりますので、ご報告申し上げます。

東清剛議長

本日の日程については、お手元に配付しました議事日程表のとおりであります。

なお、朗読は省略させていただきますので、ご了承ください。

まずは、ご報告申し上げます。

本定例会において、10人の議員から一般質問の通告書が提出されました。

一般質問については、日程は3日間を予定していましたが、本日は5人、13日の本会議で5人ということで、2日間で運営させていただきたいと思っております。

なお、会議の終了時間ではありますが、午後5時までに予定する通告者の質問が終了するような場合においても、その時点で会議を閉じることといたしたいと思っておりますので、ご了承ください。

それでは、日程に従い議事に入ります。

日程第1

東清剛議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、本日の会議録署名議員に、

5番 大西瑞香君

6番 原 隆伸君

のご兩名をご指名いたします。

日程第2

東清剛議長

次に、日程第2 一般質問を行います。

本件につきましては、会議規則第61条第2項の規定により、通告書は去る3月1日に締切り、既に執行機関に通知済みであります。

本日の質問者は5人といたします。

運営については、議員の発言の持ち時間は30分以内とし、持ち時間の残りを残時間表示用のディスプレイ画面で、質問者に対し周知することにいたします。

質問の方法については、会議規則第50条但し書きにより、議員の質問はすべて質問席から行うことを許可いたします。最初に通告したすべての事項について、質問することも可能でありますし、通告した事項について、1項目ずつ質問することも可能であります。

なお、事前に質問の相手を通告してありますが、一般質問の調整も行われていることと思いますので、基本的には町長から答弁をいただき、数字的なことや事務の執行状況など、担当課長等の答弁は最小限にとどめていただき、議事の運営にご協力くださるようお願い申し上げます。

また通告外の質問や不規則発言がなされた時は、その場で発言の停止を求めることがありますので、ご注意ください。

東清剛議長

それでは、3番 柴田洋巳君の発言を許します。

3番 柴田洋巳君。

3番 柴田洋巳議員

おはようございます。

皆さんの手元には条例の比較表がお配りしてあると思います。この表は議長のご了解をいただいて配ってありますので、ご承知おきいただきたいと思います。

それでは、質問をさせていただきます。

私は紀北町生活環境の保全に関する条例は、欠陥だらけで土砂埋立業者のための条例であり、根本的に見直すべきであるとの考えで、尾上町長に質問いたします。

その前に少し説明をさせていただきます。3年近く環境問題を勉強した私が、欠陥だらけの条例と指摘する根拠は、1つ建設残土や産業廃棄物の不法投棄で、20年、30年苦しんだ、県・市・町の調査研究をしていない。2つ目、建設残土処理業者の実態、すなわち巧妙な手口で法律や条例をすり抜けるノウハウを身につけていることを、調査検討していない。3つ目、紀北町の自然環境、自然景観は紀北町の資源であり、財産であり、宝であり、命であることをまったく認識していない。

要するに条例制定の目的を忘れてのことです。一昨日、東長島公民館で講演をしてくださいました弁護士村田様、環境学者畑様、ジャーナリスト奥地様の現実的で事実に基づいた話を聞き、私の質問内容に自信を持ちました。さらに町議会議員は、町のために報道してくださいとの女性の発言がありました、大変刺激を受けました。

従いまして、本日の尾上町長に対する質問は、町議会議員としての責任を果たすだけでなく、私の78年の人生と町議会議員としての政治生命をかけ質問いたします。

尾上町長も町長としての政治生命をかけ答弁してください、お願いします。

それでは、最初の質問に入ります。

建設発生土、改良土、再生土についての質問をいたします。建設発生土問題は、建設発生土、改良土、再生土問題といえます。従って、条例を制定する上で最も重要なことは、建設発生土、改良土、再生土について、正しい知識を身につけることです。また、条例先進地がこれらの土砂にどのように対応しているか、この調査検討を抜きで条例はつくれません。

ここで質問いたします。

ただいま申し上げました3種類の土砂の土質について、紀北町はどのように定義しているのか。また条例先進地はどのようにこれらの土に対応しているのか。調査しておればお答えいただきたいと思います。よろしくお願いします。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

皆さん、おはようございます。

それでは、柴田議員のご質問にお答えさせていただきたいと思います。

紀北町生活環境の保全に関する条例ということでございますが、主な3つの先ほどお言葉

の概念をお答えさせていただきます。

工事現場から発生する土砂を建設発生土で位置付けておきまして、そのうち礫、粘土、水分などバラバラに含まれているため、利用するには締め固めができない軟弱な土砂を粉砕し、消石灰混合、ふるい分けなどの工程を施すことで、再利用を可能にしたものを改良土と呼んでいると思っております。

また、一般的には改良土に分類されますが、千葉県において条例等の定義におきまして、建設汚泥その他の産業廃棄物を中間処理施設において中間処理し、有用な資材として再生した土砂を再生土と認識いたしております。

改良土、再生土の問題点につきましては、原料となる汚泥等の出所、添加物、性状等が発生場所ごとにさまざまでありまして、土壤環境基準を超える成分が発見された事案などがあることから、利用に際しては土壤環境基準値内であること等の確認が不可欠になるものと考えております。

これらの土砂につきまして、それぞれの県市町で、条例等で設置されているところでございます。

東清剛議長

柴田洋巳君。

3番 柴田洋巳議員

ただいまの町長がご答弁いただいた建設発生土、改良土、まあ再生土については、なんか私、聞き取れなかったんですけども、そんなものだと思います。ただ、お配りした比較表にもありますけど、改良土についてはですね、要するに自治体によっては産廃だと、そういうふうな考えで、これは埋め立てには使えないと、そういうふうな考えを持った自治体もあります。その辺について、今回の紀北町の条例では何も触れていませんし、当然定義のところでも、これは書くべきだと思うんですけども、どうしてそれを、私からすると隠しているんじゃないかと、そういうような思いを強くしているんですけども、前回の12月の議会でもその辺を広報で知らせるべきだと、そういうふうな質問をしておりますけども、その辺についてもう一度改良土についての明解なお答えをいただきたいと思っております。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

これはですね、産廃であるというのは、産廃として扱われるものは産廃でございます。そ

ういった中で、先ほど再生土と改良土と少し区別させていただきました。これは地域によってですね、呼び方がそういうふうになるところもありますので、基本的には改良土という言葉で使われております。

それで、改良土はですね、基本的には先ほど申し上げたように、軟弱なものの産業廃棄物処理法に基づかない部分のところでございます、建設発生土は。それからですね、産業廃棄物処理施設の法律に関わるものは、中間処理場で処理され、俗に言えばこの間の汚染土壌処理施設、ああいうところで処理されまして、基準値内の数値にしたものが、そこから出てきたものが再生土といわゆる区別されている市町があるところがございます。

ですから、建設発生土で出たものでも産業廃棄物であるものと、そういう基準値外のもの、大きく分ければ2種類になろうかと思えます。

東清剛議長

柴田洋巳君。

3番 柴田洋巳議員

先ほどお尋ねしましたが、改良土についてどうして定義付けてないのか、その辺をもう一度お答えください。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

その辺は課長のほうから答弁いたさせます。

東清剛議長

玉本環境管理課長。

玉本真也環境管理課長

条例上ではまず土砂という包括した考えで整理しております。条例に委任された規則において、当町で扱う土砂については、第1種から第3種建設発生土と特定しておりますので、規定上に明記してあることから定義はしてないというものであります。

用語についてですが、条例構成の規定内容によって必要か否かを判断するものですので、町条例案では指摘を意義を規定する必要はないという判断をしたものでございます。

東清剛議長

柴田洋巳君。

3番 柴田洋巳議員

他に大切な質問がありますので、また後ほどそのことについては検証したいと思います。
次の質問に入ります。

紀北町に建設発生土、改良土、再生土がですね、なぜ運び込まれているのか、このことについての質問をいたします。ただその前にですね、このような質問をですね、平成29年9月に中津畑議員が同じような質問を行っています。その時、尾上町長はこのように答えております。三重県にもしっかりと聞き取りを行い町は情報をとっていききたいと答弁しております。

それから、20カ月近く経っております。詳しい正確な情報が入っていると思いますので、お聞きいたします。以上です。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

まずなぜ運び込まれているのかということでございます。いろいろな要因等はあると思いますが、まず尾鷲港とか長島港等とかですね、港があって大量の土砂が搬入が容易ということでございます。また、港から土捨て場となる山林等への現場がですね、大変近いところにあると、そのようなことを思っております。

それと規制する条例がなかった。それから土を扱う業者の方々が以前からいらしたと。森林等に経営的に循環等がしにくくなった、そのような状況だと思います。

それからですね、以前の議員の質問についてでございますが、これはしっかり聞き取るというご質問だと思うんですが、これは聞き取っていたのはですね、港から運ばれる土砂の成分とか発生元とか、港にある今、任意で提出される情報をとっていたという意味でございます。

東清剛議長

柴田洋巳君。

3番 柴田洋巳議員

今の町長の答弁で大切なことが抜けております。1つは後からまた比較表のところの説明しますけれども、東京近郊のですね、茨城県、千葉県、埼玉県、そちらに平成24年、25年以降ものすごい厳しい条例ができております。例えば先ほど言ったように、改良土は埋め立てに使用できないとか、県外の土地は運び込めないとか、そういう条例ができたからこちらへ来ているということも言えます。

それから、もう1つは土を手引きしている、そういう人もいるということ。それは町長、

自覚しておいてください。なんか笑っておりますけども、そんなことを本当に大事なことな
んですよ。手引きをしていると、そういう人がいるわけです、ご承知ください。

東清剛議長

思っただけですからね、当然、業としてやっていますから、手引しているかどうかは知りま
せんよ。どのように思っているかということなんですけども、思っただけという話
ですから、一方的なことなのです。

東清剛議長

柴田議員。

3番 柴田洋巳議員

それでは、3つ目の質問に入ります。紀北町生活環境の保全に関する条例は欠陥だらけで、
根本的に見直すべきだと私は考えております。そのわけを詳しく説明した上で質問をさせて
いただきます。

お手元に配付した条例比較表で説明いたします。この比較表を作成する資料となった県市
町の条例のほとんどは、尾上町長と玉本課長にお渡ししてあります。また、このお手元にあ
る比較表は8日にお渡したと思いますので、十分ご理解をいただいていると思います。その
上でポイントだけお話しします。

建設残土、それから産業廃棄物で20年、30年苦しんだ県市が1から6、上から千葉県とか
ずっとあって下妻市、それがそういう産廃あるいは建設残土が運ばれて大変苦しんだ県市で
す。

平成25年以降改定されております。この先進県市と一番下の紀北町と比べてみると一目瞭
然です。わかりますか、町長。1番から6番、それと紀北町の条例を比較してみてください。
紀北町の条例に規制がないというのが一目瞭然です。

次に東京近郊の都市が厳しい条例に改定したので、先ほど申し上げましたように紀北町に
土砂が運び込まれてくるようになったと、これも確かなことだと思います。私は思うのです
が、紀北町の自然環境、自然景観は1から10の県市よりも数段上でなければならないと思
います。

従って、1から10の条例より厳しい規制を紀北町がかけなくちゃならないと、心からそれ
を思っております。それで、私と生活環境研究会が作成した条例案でございますが、このよ
うな厳しい規制を盛り込んだ条例となっております。参考に申し上げます。

これからはごく簡単に説明いたします。条例の名称も1から6までは規制、発生、防止に

関する条例とか、堆積の規制に関する条例とか、目的がはっきりしております。この条例を名称を見ればですね、何を目的にしているか直ぐわかります。それに比べて紀北町の条例はなんかよくわからない、ぼやっとしていると。これはこの前の講演会でもそれは指摘されておりました。

それから、次の右の右、土地の埋立許可、届け出、これについても1から私の案も含めて、すべて許可制です。紀北町だけが届け出制です。この辺についてもう一度埼玉県を担当の部署に聞いたところ、埼玉県には市町また村がありますけども、100くらいのそういう自治体があるんじゃないかと思います。そこには1つも届け出制になっているところがないと、担当者が言っております。このことは千葉県も茨城県もその他の県もほとんど同じだと思います。

それと面積においても、こういう数字になっておりますけど、紀北町の届け出制でなおかつア、イについてはですね、1,000㎡以上のところと3,000㎡以上のところが届け出制になっておるんですけども、地域によってですね。しかしその1,000㎡以下、3,000㎡以下、それは届け出制も何もしなくても従来と同じような土砂の捨て方ができるんです。3,000㎡ということは、昨日関係者と一石峠、熊野古道の登り口にある一石峠、そこに行ってきました。

あそこに積まれている土はだいたい3,000㎡の面積だそうです。なおかつあそこには産廃が入っていました。こういうことがこれからも延々と続くと、この条例でいる限りですね、そういうことを指摘したいと思います。

それから次に、埋立に使用できない先程から言っているように、改良土は埋め立てに使用できないというところが4つ並んでおります。

それから、土の安全基準に適合してない土砂、これも明確に記載しております。ところが紀北町の条例では安全ではない土砂、これは安全の基準もないのにですね、安全ではないという土砂はどういうふうにして決めるのか、誰が決めるのか、そういう不信があります。

それから、土砂発生元これも6番以上の県市は県内・県外の運び込みは禁止と。それからずっと右のほうへいって、一時保管場所あるいは仮置場を経由した土砂は埋め立て、あるいは持ち込みができないと。それでその次、申請書に添付する書類も紀北町は、私が条例を見たところでは4種類の書類しかない、というふうには私は解釈しました。ただこれは規則のほうのところまで、私は目が届いていません。条例に書いてある項目は4項目でした。他のところは20項目とか30項目というところがあるんです。

それで、それに対する基準もちゃんと定められております。これが今回の紀北町の条例に

は何もない。それから、停止命令なんかいろいろその条例に反したことをやれば停止命令、それから改善命令、許可の取り消しまでうたってあります。紀北町には改善命令だけしかうたっておりません。

次は罰則及び両罰規定、これもありません。ほとんどの市町は地方自治法、それに定められている2年以下の懲役または100万円以下の罰金、これを明記しております。暴力団、暴力団員との関係者も紀北町は何も書いておりません。ただ、この前に委員会ですら、どっかの町内の公民館を使用、なんか条例があったらしくて聞きましたけども、それには暴力団関係者はだめだと書いてあるんですけども、肝心のこの今回の条例にはそれも何も書いてないんです。これはどうして書いてないのか。

それから、一番右、特記ですら、ここで注目すべきところは一番上を町長見てください。千葉県残土条例適用外の市町は独自の条例を制定している。これは千葉県においてはですね、去年10月まで21の市町が適用除外を受けているんです。これは適用除外というのは県の条例では我が町は守れませんよと、我が町はそういう環境をもっと県全体の平均よりも環境がいいところなんで、県の条例では環境は守れませんよと、そういう考えの基に県に申請しているんです。

県はそれも十分承知で、町長、聞いてくださいよ。どうぞ各市町はですね、独自の町の事情にあった条例をつくってください。これが千葉県、埼玉県、そして言い方は違いますが、茨城県もそうです。あといろいろ説明したいことがあるんですけども、次の質問がありますので簡単に申し上げますけども、許可申請手数料これも5万円とか7万円とか8万円とか、申請者からいただいています。

それともう1つ、なぜこの条例を制定するかといいますと、未然に防ぐ、汚染水とか崩落とかそういうことを未然に防ぐという目的で、条例を制定しているんです。これもちょっと紀北町の条例とはちょっと違うと。いっぱいあるんですけども、質問に入ります。

まず最初の質問です。ただいま比較表で説明しました欠陥だらけの条例で、例えば三浦のですね、鹿焼あその場所、今ものすごく積まれております。あの場所にですね、今、積まれているんですけども、もし紀北町の条例でそれを止めるにはどういう止め方があるか。というのはあっちこっちでこれからこの条例を制定して、あとですね、あっちこちに積まれる可能性があるんです。ですからああいう積み方をするとところが出てくるはずなんです。そういう申請が出てくるはずなんです。その時にどういうふうにして役場がですね、それに対応するのか、その辺をまずお聞きします、お願いします。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

この比較表をどうのこうの言うつもりはございませんが、なんか今までの条例の説明とですね、変更点も取り入れてないし、私どもの話を今までの説明をですね、私からすればしっかり聞いていただけてないように思うんですけども、その中でも議員の皆さんのご意見、それからパブリックコメント、そういったものも含めてですね、改正させていただいたところ。

例えば一例でいえば停止命令とか措置命令、これ変えましたよね。議員のご指摘もあって、それで禁止、届け出ですけども、開発行為の禁止ということで、なんかおかしい、届け出でも一緒なんですよ。なんかおかしいことがあれば禁止する、届出の許可を出すよりもっときついですよ、極端に言えば、禁止できるんですよ。

ですからそういったもので我々はずっと説明してきていたのが、どっか議員のご質問は間が抜けているように思いますし、1,000㎡の話もですね、道路とか水路のあるところ河川のあるところはだめですよと、1,000㎡なんですよと、環境の配慮区域になっているんですよ。土砂を入れるということは道路がありますから、3,000㎡とか今おっしゃっていたような広さにはならないわけですよ、環境配慮地域になりますので。

そういうこともありますし、まず条例、鹿焼なんかの場合なにぶんにも異常があるかどうかを調べさせていただいたり状況を見ます。そういう中でおかしかったら、おかしいじゃないかと法的な問題に絡めてですね、我々はしたいと思いますし、新たなものにつままして入れる前からこの条例でいろいろな成分、発生元、そういったものが全部チェックして書類を出すように書いてあります、条例に。

そしてその中で規則で17項目について、そういった書類を出しなさいと書いてありますんで、条例は4つですけども、もっと細かいものを出しなさいって規則で書いてある。そういったことでですね、この条例を制定させていただくことによって、そういったものを異常なもの、無秩序なもの、そういったものについて禁止または停止命令、そういったものを出せるような条例になっております。

東清剛議長

柴田洋巳君。

3番 柴田洋巳議員

私のなんか至らぬところを針小棒大になんかお話いただきましたけど、そんなことじゃな

いんですよレベルはね。とにかく先ほどの三浦の土だって、これは県外の土を止めると、あるいは改良土は埋め立てに使いえないと、そういうことをはっきりしておれば、何も問題ないんですよ。それはどうですか。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

まず法というものがございますよね。ですから法に違反していればできますし、また改良土はどうも柴田議員もここもちょっと勘違いしているように思うんです。改良土、我々のいう改良土というのは建設のところから出た土で、それらを締め固めできるようにしたものが一応改良土、再生土で中間処理施設から出たものは、発生元情報で建設発生土にあたりません。

ですから、我々が埋め立てをできる基準のところに書いてあります。建設場所から出たものが建設発生土であり、そして基準値であり改良された締め固め等ができるようなものについての埋立基準です。再生土というのは産業廃棄物として管理表が出てきますよね、管理表が出て中間処理施設で今、俗に言われている再生土の基準なんですけども、それが中間処理場から出て製品化されたものです。これは明らかに建設発生土ではございません。中間処理場で土としての製品化したものです。

ですから、これらは紀北町で埋め立てできる基準には入っておりません、そもそも。

東清剛議長

柴田洋巳君。

3番 柴田洋巳議員

なんか私の説明もわからないって言ってますけども、町長の説明まったくわからないと思います。

尾上壽一町長

ご理解をお願いします。

3番 柴田洋巳議員

いやそれですすね、これは改良土については、他の先ほど話をしたように、印西市、これ千葉県ですけども、埼玉県牛久市、下妻市、改良土は埋め立てに使用できないとはっきり言っているんですよ。それを町長が法律に違反するとかどうのこうの言ってますでしょう、この人たちは法律に違反しているんですか。それを認識するというか、そのことについても

う一度、前から町長はそう言っているんです、法律との整合性とかなんか。これは問題のある、それはまた次の質問に出ますけれども、とんでもない解釈間違いだと思いますよ。ご答弁ください。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

私ね、法律の話でいつも言っているのが、憲法第94条と地方自治法第14条でございます。そういった意味で法律の範囲内ということでございます。ただ柴田さんがおっしゃりたいのは法律がないからいいじゃないかというお話をよくされていますね。条例をつくらんとおいてはですね、そういった規制とかの比例の原則というのがございます。それから配慮義務とか職業の選択の自由とか、そういったものがあるんで、それらに対してどの程度の制限をかけるかというのが法律上では大変重要になってきます。

ですからそういったものを配慮して整合性をとりながら、我々はこの条例をしたということでございまして、ちょっと1点、柴田さんので私以前12月ですか、県の文書課長に聞いたというお話があって、県も同じようなお話をしていたというんで、私行ってまいりました。本当に我々の言っているのおかしいのかなと、県の文書課長がそのように言ったのかなという話をですね、ちょっと聞いてまいりましたので、それをお話をさせていただきたいと思います。

事例をちょっと言った後で、県も同じようなことを言っているんですよ。ただし法律の範囲内ということで発言されておりました。それで私は今まで県とも相談してきて、ちょっとおかしいよな、県そんな話をするのかなと思ひまして行ってきましたところ、県の法の見解をこのようにいただきました。

条例を制定する場合は制限をしなければならない理由を明確に示すことができ制限する行為を明確に規定し、制限の程度が適正な範囲におさめられているというかなり難しい作業が必要となる。これが比例の原則です。個別に状況を判断して条例の制定を検討しなければならない。個別、地域性も含めてですね、本当に必要な条例を制定する場合、ハードルは決して低いものではないということで、我々は行政法のプロである弁護士事務所に相談させていただきながらこの条例を制定させていただきましたし、条例への想いはね、柴田議員の想いも十分聞かしていただけましたし今までもね、ただ我々はこの条例はこの議会にもう既にテーブルにあげています。議案としておりますので想いはいろいろあろうかと思いますが、

我々としたしましては、この条例を個人の考え方で可否を問うしかございません。

東清剛議長

柴田洋巳君。

3番 柴田洋巳議員

今の町長の答弁はですね、1カ所だけを見てそう言っているんです。この表を見て下さいよ。許可ではない、届出ですよ、改良土は今あっちこっちから、町長、名倉とかですね、尾鷲港に積まれている土の半分は改良土なんですよ、半分は。それから県外からの持ち込みもオーケーでしょう、全てこういうのをなんでいうんだ、ここではまたそういう汚い言葉を使っちゃいけないということと言いませんけども、本当に町長、本当に紀北町を守ろうとしているんですか。そういうことをこの条例を比較するとですね、実感、皆さんそう思うと思います、町の職員も。

それで、次の質問に入ります。

東清剛議長

答弁はいいんですか。

3番 柴田洋巳議員

答弁はいいんです。

東清剛議長

一般質問ですからね。

3番 柴田洋巳議員

議長、よろしいですか、2つ目の質問に入ります。

規制がないのと同じ条例でですね、仕事を進める職員の肉体的・精神的重圧をどのように救済するのか。これはですね、千葉県や埼玉県や茨城県に行ってみないとわからないですけども、県庁のこういう産業廃棄物ですね、処理施設の担当の課には、20人ぐらいの警察官がいるんです。それは何故かという現場調査に行くと怖がるんです。印西市にも最近そういうスタッフを揃えています。その辺のことをこんな隙間だらけの条例であれば、ますます職員が困ります。その辺のことをお考えですか。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

質問にはない部分なんですけどもね、我々は本当に考えて町民のことを考えてやっております。

ます。そして、職員への負担は大変です。今でも毎月監視させていただいて、そして悪いところがあったら直に業者の方に言っているんですよ。職員からすれば大変な心労でございます。柴田さん私にいろいろ言えばいいですけど、職員はそれを現場へ出て、そういう業者の方とお話しているわけです。この条例をすればもっともつきつことを言わなければいけないんです。

だから我々としてもその厳しさは十分わかっておりますが、町民の安全・安心、不安の払拭、それらを考えて課長のほうもですね、担当の職員も本当に夜も寝ないでこの条例のことも考え、各市町の条例も検討させていただいてやってまいりました。

それと東京近郊の事情のことをおっしゃいましたね。20年、30年前からのお話があるということなんで、確かにそうだと思います。それは東京近郊はですね、今の開発をする中で大変多量の建設発生土というものが生まれたと思います。経費のこともあります、近いところへどんどんいきました。だから県で縛りました。でも県で縛った、県で縛ったけれどなかなかそれでも入ってくる。そうすればですね、やっぱり独自のものを段階的におそらく今並べられたところは変えていった部分があるかと思えます。

そういう意味では紀北町はですね、これも説明の中で言っています。この条例をベースとして変えなければいけない条例、規則の部分は変えていきますと。そして最終的に県なんかが残土条例ができた時には、繰出条例も考えますと、まず基本がね、根本が何から始まったかということなんですよ。これは水道水源保護審議会の生活環境に配慮する施策を考えてくださいということから始まりました。

残土に特化したものではございません。しかし、我々といたしましては、それらが生活環境に配慮する施策ということで、まず第一段階として昨年の6月5日に環境宣言、「自然と共生の町」宣言をさせていただきました。意識をみんなで持とうじゃないですか。土地を売る人もあればいろいろなことで開発する人もおる、そういうことがみんなで宣言で、これも柴田さんは反対してみえたんですけど、やっぱりその意識をまず持ってもらう。

そして第2段階として、この生活環境の保全に対する条例です。これも土砂が顕在化してきました。だんだん検討する間にも姿が見えてきました、大きな傾斜も出てまいりました。それで我々は第7条以降に建設残土に対することを集中的にして、その中で13条においてはですね、開発行為の禁止も完全に明記しました。できないということなんですよ。そういう条例に違反すれば、そして18条においてですね、ないとおっしゃいましたが、停止命令もできます、改善命令もできます、そういうものでやっております。

ですから、極端に言えば今、汚染土壌処理施設の話からスタートしたとしてください。そして、この生活環境の保全に関する条例がなかったらどうなるか。残土だけに特化した条例であればですね、同じような別会社が汚染土壌処理施設がきた時に、許認可は県です。この上里の時もそうでした。県が許認可だから県にみんな書類を出してまいりました。それで、住民と紀北町が置き去りにされました。そのあげく結局住民が反対運動で止めることができました。

そういうことがあって、もしこの条例がなかったとしたら、同じような業種また法律の隙間のある業種が来た時に、開発行為という名のもとでやられれば我々としては、またその許認可権のある国や県のところから情報をもらうしかないんですよ。だから、我々はこの条例、生活環境の保全に関する条例で、紀北町の自然を守っていきたい、そういう思いで提案させていただいておりますので、もしも残土においてこれ以上のことがあるようであれば、残土の特別繰出条例ということも考えていけばいいのではないかと考えております。

東清剛議長

柴田洋巳君。

3番 柴田洋巳議員

町長はそうやって言いますけども、例えば上里の汚染土壌処理施設にしても条例があるにも関わらず町長はどういうわけかね、それタイミングを逃がして建設がほとんど終わるまで、僕から見るとね、4回タイミングをずらしています。その水道水源保護条例を適用すべき時期を、4回逃しています。それは私もレポートに書いて町民に配ってあります、4回。

そんなようなことでね、本当になんか町の環境あるいは将来の地域を担う人たちのことを全然思っていないように、私は思います。その証拠にこの条例比較表を見れば、一目瞭然です。

それともう1つこれは役場の職員が気の毒なんですけども、先日ですね、昨日か一石峠を見てきました。あの積まれている土、あれば先ほど言ったように3,000㎡の敷地です、だいたい。そこに産廃が発見されました。畑先生が指を差している写真が明日出ると思います。

これはあそこ2カ月か3カ月か巡回をしていると思うんですけども、もう私から見ても直ぐ産廃だというのがわかるんです。そういうことを町長はわかってないんじゃないですか。そういうことを指摘しておきます。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

東清剛議長

入江康仁君。

12番 入江康仁議員

町長答弁の中で、先ほど柴田議員に対してですね、柴田さん柴田さん、2、3回言ったので、ここ議会のちょっと興奮せんとですね、議員をつけたっていただきたいと思いますので、議長からちょっとご指導をお願いします。

東清剛議長

ご指摘ありがとうございます。

尾上町長。

尾上壽一町長

柴田さんという言い方は適切ではないと思います。柴田議員ともしくは議員と言うべきだったと思います。申し訳ないです。

それと水道水源の条例があって、そのタイミングがどうかというのは、柴田議員がお考えの中で言うただけであればよろしいんですが、これがですね、あれ本当に水道水源の真上だったです。だから止まりました。あれがもう1 km、2 km 上であれば、あの水道水源保護条例で止まったかどうかはわかりません、規制対象事業になったかどうかは。そういった場合、この場合この条例であれば、少し上にあってもこの条例でそういったものは、一応チェックできることになりますんで、住民の皆さんとか町がですね、議論から置き去りにされることはないとは私は思っております。

水道水源のこともいろいろなご意見があろうかと思いますが、あれは県のほうとですね、許認可のやり取りをずっと続けていて、地元にもしてなかったということなんで、そういうことでございます。ここは、考え方はいろいろあると思います。また、一石峠のところの話なんですけど、私も見ております。産業廃棄物というか瓦礫がですね、小さなものが混在しているのは事実でございます。ただそれが産業廃棄物処理法における産業廃棄物として認定されたものであって、その量であるか、故意に結局埋めて、例えばあの下にですね、いっぱい産業廃棄物処理施設があれば、これ完全に違法です。

しかしまったく混在していて小さなものが混在しているというのか、はたして法的にどうなのかという話になってまいりますんで、我々はそういったものを今監視しながらですね、これは違法性はないのかということも踏まえて、公務員、公共はですね、そういった違法性があれば告発しなければならないとなっておりますので、そういった事案があれば告発することもあるかと思いますが、今の現時点ではそこまでの違法性が見られないというのが、我々の認識でございます。

東清剛議長

柴田洋巳君。

3番 柴田洋巳議員

尾上町長ね、実際にやっぱり明日でも明後日でも見てくださいよ。

尾上壽一町長

見てきました。

3番 柴田洋巳議員

すごい量ですよ。これ認識の違いかも知りませんが、私はすごい量だと思っています。畑先生もこれはやっぱり役場に言って、県に言って告発してもらえばいいんじゃないの、そういう話でした。

それから入江議員ありがとうございます。いや上里の水道水源保護条例、その時は入江議員が大変ご尽力いただいて、その時この水道水源の工事をもっと早く止められたんじゃないかということを議会で言うておられます。だから業者もね、こんなに余計なお金をかけなくともいいんじゃないかかったのということを言うてましたので、ですからそういう意味でも町長もう一遍静かに思い出してください。4回、私は思っています、4回チャンスを逃したと。意識的に逃したんじゃないかと思っています。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

それは大変失礼な発言で、私からすれば不穏当発言として議長のお叱りを受けるべき発言かなと、私は個人的には思います。

それからですね、産業廃棄物処理で違法に本当に投棄されているんだったら、柴田議員が告発しても通りますよ。ですから我々の意識で告発できないという段階で、あなたができるんだったら告発できるんですから、権利があるんですからしていただいて、ただし告発して何もなかった法的に認められなかった時は、大きな返しがあります。

東清剛議長

柴田洋巳君。

3番 柴田洋巳議員

畑先生の見解は個人がやっても議員がやってもだめですと。やっぱり行政、町とか県がやらないと警察は受けとらないと、そういうことでした。

それから、最後に最後の質問をします。

東清剛議長

時間2分ですから。

3番 柴田洋巳議員

それで十分です。

東清剛議長

もう1分になりました。

3番 柴田洋巳議員

これは事前通告してあるので、町長も頭に入っていると思うんですけども、平成28年、29年、30年、その間にですね、町長は法律との整合性を検討している、8回、ここに新聞があります。それから弁護士との相談をしているとかいろいろ言っているんです。これはですね、私は時間稼ぎだと思っています。もっと早い目に条例を出すべきでした。これはやっぱりその間に土がいっぱい運ばれているんで、その土は町長が怠慢であったせいだと思っています。その辺について町長は責任を感じていませんか。以上です。

東清剛議長

お伺いします、町長。

尾上町長。

尾上壽一町長

時間稼ぎこれも不穏当です。何ら根拠もないのにそういう自分の想いだけでお話、我々としては先ほど申し上げたように環境宣言もして、そういった手順を踏んで、そしてその間も三重県に対して中津畑議員に答えたという話ですね、港から挙がるものの成分分析とか発生元、そういったものの確認もやってきて、それからずっと巡回もやっています。

ですから、1つだけ時間稼ぎと思われても仕方ないというのは、ちょっと誤解を解きたいなと思いますけど、感覚の問題なんで議論してもしょうがない話かなと思います。

東清剛議長

7秒残っています。

柴田洋巳君。

3番 柴田洋巳議員

これで終わります。

東清剛議長

これで、柴田洋巳君の質問を終わります。

東清剛議長

ここで、暫時休憩いたします。10時40分まで休憩いたします。

(午前 10時 25分)

東清剛議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前 10時 40分)

東清剛議長

次に、4番 岡村哲雄君の発言を許します。

4番 岡村哲雄君。

4番 岡村哲雄議員

議長のお許しを得まして、一般質問を行いたいと思います。

今回は紀北町の緊縮の課題であります、紀北町の環境問題について質問を行いたいと思います。

1つ目は、紀北町の環境の保全に関する対策についての質問で、条例に関することを中心にして質問したいと思います。

2つ目は、紀北町の銚子川ですね、水源地上流の残土埋立について質問します。

3つ目は、上里の汚染土壌処理施設跡地ですね、そこにあります今回おきましたバイオマス発電計画について質問したいと思います。

先ほど柴田議員が質問されたことと重複した部分につきましては、私は今回省略したいと思っております。

それではですね、お願いします。

紀北町の建設残土問題では、今現在ですね、全国紙やテレビなどで大きく取り上げられ、都会に住む町の出身者からもなんとかして欲しいと心配の声が私のほうへ何度も入っており

ます。奇しくもですね、昨日12月でしたか知事と町長の1対1対談で、知事が前向きの発言をしました。昨日、三重県知事は会見でですね、建設残土の持ち込みを規制する実行性のある条例を新年度中に制定し、2020年の4月、来年ですね、4月からの施行を目指す方針を明らかにしました。これは大変心強い発言だったと私は思っております。

そこで1つお聞きしたいと思います。

町長にお聞きします。町長としてですね、最も大切なビジョンといいますか使命は何だと思えますか。町政を進めるにあたっての、もしありましたら。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは岡村議員のご質問にお答えさせていただきます。町民の安全・安心、福祉ですね、そういったもの全て我々行政として守っていかなければいけないとともにですね、保っていかなければいけないと思っています。

東清剛議長

岡村哲雄君。

4番 岡村哲雄議員

ありがとうございます。今、町長が言われたこと、その通りだと思います。これはですね、町長だけの問題やなくて議員自体もやっぱりそういう考えで、私はたっしていきたいこう思っております。

それではですね、県外発生土による埋立問題につきまして、柴田議員の質問以外のことを質問したいと思います。現在ですね、無秩序な建設残土や改良土、再生土の埋め立てがあつちこつちでやられていますけども、これはどういったことが心配されるかありましたら、町長のご答弁をお願いします。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

まずはちょっと答弁とは外れるんですけど、今日はマスコミの方もいらっしゃいます。マスコミの方にも取り上げていただいて、名誉なことではないんですが、その取り上げられたことによって県もですね、動いていただいた部分もあろうかと思えます。

ですから我々はあの放送の時に話しさせていただきました、もっともっと取り上げて欲

しいと、地域の事情をわかっていただきたいと。そして国においてこの建設発生土をですね、しっかりと取り締まるような法律をつくっていただきたいと。ですから、まずはマスコミの皆さんに感謝したいなと思います。そういう中で県のほうもですね、方向性を見出していたんで、これまた皆さんの想いとかそういった活動がですね、県のほうにも届いたものだと思っております。

それから、町の何やった。

4番 岡村哲雄議員

埋め立て問題でどういったことが心配されるか。

尾上壽一町長

やはり今ね、根本が岡村議員が使っていただいた言葉なんですよ、無秩序にいろいろと事業がなされている、これが一番だと思います。ですから住民の皆さんがですね、土壌成分これは大丈夫なん、どこからきたん、それから角度ですよ、積み上げている角度。これは崩落しやへんの、大丈夫なん、そしてもう1つですね、知らんうちに木を切られて土入っておったよというようなことがですね、本当に今まるっきり岡村議員がおっしゃるようなことから住民の皆さんの不安が出ているものだと思います。

東清剛議長

岡村哲雄君。

4番 岡村哲雄議員

今言われたとおりですね、やっぱりこの問題は質と量の問題でございまして、有害物質の話、特に水源地上流の問題もちょっと後で言いましたけども、その話も出てきます。もう1つは崩落の問題でございまして。これをもうちょっと秩序ある条例で締めつけていく、これが僕は大事やと思っております。

それですね、今回は条例について質問したいと思います。昨年ですね、12月から先月までですね、議員有志で条例案に対しての勉強会を7回、都合7回、12月から開催しまして、各議員の執行部に対する提案、いわゆる議員からのパブリックコメント、あるいは皆さんからですね、町民の皆さんからのパブリックコメント、それから県外の方からの意見書、そういったものをずっと出されております。それに対して執行部で慎重に検討していただいたはずでございます。

それで私は最終案、この間、全員協議会で出されましたけども、一定の反映をしていただいたということは評価しております。ただ私の気持ちはですね、ただ町長のいうように住民

の不安を払拭するにはまだ不十分だと思っています。ということでですね、今回の条例案の概要及び議員を含めて町民のパブリックコメントによって、当初案と比べて当初12月ですね。当初案と比べてどの部分を反映されたかということ、説明お願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

担当課長より説明いたさせます。

東清剛議長

玉本環境管理課長。

玉本真也環境管理課長

まず昨年12月にお示しした条例案からの修正ということでございますが、主な概要ということでご理解いただきたいと思います。ご意見を踏まえまして、まず開発行為の禁止をうたいました。もう1点が指導や勧告のほか必要な措置の命令ができること。あと施行日ができるだけ早くというお声がありましたので、1カ月の短縮ということでございます。あと条例ではなくて規則の改正となりましたが、改良土に対する不安がございましたので、特にアルカリ土についてチェックをする機能を強化したということでございます。以上です。

東清剛議長

岡村哲雄君。

4番 岡村哲雄議員

今、答弁がありました。その通りであると思います。ただこの他にですね、附帯条項でしたか、現在ある現在進行中の埋立場所に対して指導の件がちょっと入っておったと思いますが、説明願います。

東清剛議長

玉本環境管理課長。

玉本真也環境管理課長

これは修正というよりも不安の声があったので、既に対応していたんですが明記したということですが、現在既に条例前までにやっている事業におきましても、公害等の発生が認められた場合には改善であるとか立入調査とか措置の命令とかできるということでございます。

東清剛議長

岡村哲雄君。

4番 岡村哲雄議員

わかりました。その通りだと思います。若干プラス前進したんだと私は思っております。

それでは、次の質問に入ります。条例案第4条の4項にですね、放射性物質及びこれによって汚染された物質を不法に廃棄及び処分してはならないとなっていて評価できるところでございます。

ところでですね、高レベル放射性廃棄物や原発事故に伴う汚染ごみですね、これは移動を禁止する国の法律は特になく思うんですけども、県内へ搬入する三重県の条例等はあるのでしょうか、これはどうでしょう、わかりませんか。

東清剛議長

玉本環境管理課長。

玉本真也環境管理課長

まず放射性の基本的な考え方ですが、震災の大規模な汚染という面では国の放射性物質汚染対策特措法がございまして、一定レベルの放射性のものについては国が管理し処分をしていくという法律があります。それを下回るものについては、私の認識では特にそれを規制するものはないという認識でございます。

東清剛議長

岡村哲雄君。

4番 岡村哲雄議員

低レベルといいますか、いわゆる福島県の汚染ごみですね、汚染の汚染ごみ、これは取り締まる法律は特になく思うんですけども、これを条例のどこへちょっと含んでいただくと大変ありがたいと思います。こういう場合ですね、法令のないところでこういった規制といたしますか、するのはいわゆる横出し条例とか上乗せ条例にあたるのでしょうか、法令違反とかそういったことはいかがでしょうか、入るんですか。

東清剛議長

玉本環境管理課長。

玉本真也環境管理課長

新たにそういったものを何らかの措置をするということですが、横出しであるとか、上乗せであるとかいう議論については横へ置いておきまして、現在ですね、その物質自体の取扱を規制する法律がないということでもありますので、基本的には規制することは条例で検討は

できるとは思いますが、ただそれをですね、町長が何度も申し上げているように、比例の原則、平等の原則、また配慮義務といった面からしっかり検討する必要があるのではないかと考えてございます。

東清剛議長

岡村哲雄君。

4番 岡村哲雄議員

わかりました。もっと言いたいんですけども、次の質問にいきたいと思います。

条例案ですね、許可制でなく届け出制にしたと、私はパブリックコメントを個人的にも出しておるんですけども、議員団のパブリックコメントもそうですし、許可制をして欲しいというんですけども、許可制でなく届け出制にした理由ですね、ここでもう一度答弁お願いできませんか。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

これね、いろいろなご意見の中でもありました。そういう中で先ほども少しお話したんですけど、届け出制というのと許可制とどう違うかなんですけど、許可というものはですね、一定のものが揃えば許可を出さなければいけません。届け出制、我々はずっと関わっていききたいなという想いもございます。そういったこともあって、こういった条例に従わない開発行為については禁止という形で、許可・不許可よりは我々は強いと思っているんですけど、許可になりますと極論するとですよ、17枚の書類を出されました。書類に不可はございません。周りが反対していますと、そういった時に我々は「はい、許可です」とこれは出せないでしょうと、自分自身の気持ちです。

だから届けを出していただいて、ずっと関与しながらその業者に対して、これではだめじゃない安全ね、それを従わなければ禁止だからできませんよというような感覚であります。正式にはもっと担当課長のほうからお話があると思うんですけど、私の想いはそういうところにもありますんで、許可を選ばず禁止をあえて選んだというところです。

東清剛議長

玉本環境管理課長。

玉本真也環境管理課長

町長がただ今申し上げた気持ちの部分とあと規定上の留意しなければならない点で申し上げ

げますと、これは現在の条例というのは、現状の懸案を想定して規定したものでございます。新たな問題にはどういった問題が発生するかわかりませんので、これはあくまで発展性を考慮して規定したものでありますので、許可がそぐわないような案件が出た場合には、法律の目的を阻害するということがございますので、許可という規定自体を除かせていただいたというのがまず1点です。

あと以前にですね、産業廃棄物処理施設系の関係規定を持っていた市がありましたが、そこが許可を与えなかったことによって、現実に法律の目的を阻害したという判例が出された例がありましたので、同様の主張があった場合にはうちの条例の規定自体が問題であるという主張がなされる可能性があるということで避けたというものがございます。

あとですね、他の法令の規定で許可が与えられる案件があります。その案件について法に適合するものについては、町として不許可できませんので、結局許可・不許可の規定があってもないのも裁量がないという同様の判断ができるのではないかと考えたということであり

東清剛議長

岡村哲雄君。

4番 岡村哲雄議員

私は許可制のほうがいいと思います。私、実は今回三重県が条例制定をそういう動きが出ていました。果たしてこれは許可制になるか届け出制になるか注目しておるところでございます。私もいろんな県を調べました。隣の和歌山県も許可制になっています、県が許可制になっております。だから三重県は許可制にするんじゃないかなと期待も持っておりますけれども、今、玉本課長が言われました発展性を考えて今回つくっておるということで、将来ですね、いろいろな問題が出てきたら場合によれば許可制に移るとか、あるいはもっと厳しい規制になるとか、そういったこともある意味、少しはゆとりといいますか発展性を考えておるということで、私は捉えたいと思っております、今後の問題だと思っております。

もう1点多くの住民の中にですね、議員からも提案した県外発生土や改良土等、再生土も含めてですが、搬入禁止関係の条例を条例に盛り込まれなかったのは何故なのか。これをちょっとお聞きしたいと思います。

東清剛議長

玉本環境管理課長。

玉本真也環境管理課長

まずこの条例の制定の当初のことでございます。懸念の主要な部分ですね、そこについては盛土が崩壊して災害が起こるのではないかとといった点と、あと土壌の成分が心配で汚染されるのではないかと、この2つが大きな点だったと考えております。それに相応の対応ができるもの考えたということなんですが、それは比例の原則ですが、それにあたらうとした場合は環境基準値内の規定をつくり安定した盛土の構造等を厳守していただくことで改修をしていくということで考えたものであります。

成分上差異がない地元の土砂と町外の土砂がですね、どう町に影響を及ぼすのかということとはしっかりと合理的に説明できる必要があると思っておりますので、そこについては十分な検討を重ねました。時間がかかったというのは、そういった部分もあります。現状では一方だけを規制する正当な理由は見つからない状態ではありますが、これは今後の検討ということで町長が何度も申し上げているように、条例で不備があった時は改正も含めて検討していくということでございます。それも発展性ということでございます。

東清剛議長

岡村哲雄君。

4番 岡村哲雄議員

課長の言われることも意味はわかります。ただ私は県外発生土は止めるべきだと思います。理由は考えております。これに関しましては県外発生土を止めるためにですね、理由も考えまして、それらの根拠というのがありまして、これにつきましては私の後ほどですね、修正案を出したいとこう考えておりますので、よろしく申し上げます。

そこでまた詳しい説明をしたいと思っております。私はですね、条例をもうちょっと厳しくしなければならぬかというものをですね、現在は県外発生土も全て含んで、条例の結構入り口の間口が広いと思っています。間口が広いってうちのほうで指導とかあれで絞って行って、場合によっては禁止命令あるいは停止命令と、こういう形だと思います。それですとたぶん職員の皆様大変だと思っています。私はむしろ間口を狭めておいて、あとで絞るほうが職員も楽だと思っています。

職員が楽だけじゃなくて、指導とかあるいはすんなりいくと思っています。私はその観点で修正案を考えております。何も厳しいだけじゃなくて実行性ですね、実行性、知事も言われました。実行性のある条例、それが実行性のある条例だとも思っております。

今、比例原則とかちょっと難しいことも言われましたけども、これを説明するとまた長いんで、今回ちょっと省略させてもらいたいと思います。

それではですね、もう1点ですけども、私は町民のじゃあ不安を払拭する町長の施政方針でも言われておりました。この残土問題は町民の不安を払拭するために条例を掲げていきたいという、私まったく同感でございます。ただ町民の不安を払拭するにはですね、望ましい条例にはなっていないと、もう一歩足りないというのが私の判断でございます。

町長が言われるようにですね、本来法を遵守するのは当然のことです。では、なぜ法以外に条例があるのか、それは法だけでは決めにくい細かい内容やとかですね、地域の実情いわゆる特色に合わせた決まり事や約束事、これをカバーする役割が条例でございます。法だけではカバーできません。地域の我がらのことは我がらで守る、地域のことは地域で条例、これが大切な観点だと思っています。

例えば県の条例より厳しいあるいは緩い自治体の条例もたくさんあります。そのような場合は県の条例に対象自治体の適用除外を設けて自治体独自の条例を優先するような仕組みをつくっている例がたくさんございます。

この後ですね、来年度県の条例ができたとしても、場合によれば整合性がない場合ですね、場合によれば秩序を優先した適用除外、こういうことを考えていかなければならないと私はこう思います。私が考える望ましい条例をちょっと言います。まず許可制、それから県外発生土の搬入禁止、それから県内外を問わずですね、改良土、再生土の搬入禁止と埋立の高さを5m、高さ制限ですね、崩落の問題でございます。5m以内にするとか、あるいは土地周辺住民の過半数の同意を許可条件にするとか。当然あと罰則を設ける、罰則につきましては、町長が約束しておられていますんで、検討するというところで罰則を設ける。

そういったことで住民に不安を与えない安全な作業を行っている業者ですね、言葉が悪いんですけども、健全な業者といいますか、今までやっておられるきちんとした事業者、この業者の事業を阻害しないような条例、適用除外とかですね、この場合やっぱり設ける必要は大切だと思っています。

ということで、私が望ましい条例、許可制、県外発生土の禁止、県内外とかですね、埋立の高さ制限、こういったことを言いました。周辺住民の過半数の同意が許可条件、こういったことをしたいと思えますけども、こういった望ましい、私が思う望ましい条例につきまして、町長の見解をお願いします、どうぞ。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今、議員がご指摘のところはですね、我々も悩んだところでございます。ですからそういう部分は本当に大きな時間をかけて検討させていただきました。それとともにですね、弁護士等ともお話をさせていただきました。以前からお話しているように行政法とか、条例の策定、それからいろいろな行政裁判かかっている弁護士事務所でございます。

そういう中で裁判のこと、私3つ裁判したって言いましたですけど、難しさもよくわかっております。そういう中で行政法の先生方にいろいろとお話を聞いた中で、我々としては今出した条例がやっぱりその先生方のご意見も踏まえた上での条例となっております。

ただ、議員がおっしゃった部分は我々も本当に悩んだ部分でございます。

東清剛議長

岡村哲雄君。

4番 岡村哲雄議員

結論としましてですね、本条例に関しては私の結論ですけども、パブリックコメントなどを反映した部分については、ある程度私は評価しております。あるいは町長が所信で表明されました土砂搬入に対する住民の不安を払拭し、豊かな自然や安全を安心した生活を、子や孫の世代に引き継ぐための対策の必要性、これはまったく同感でございます。

今回、上程される条例案ではこれは不十分と思いますね。修正案を提出しました。これからですね、住民の命とか安全を守るのは、町でもありますけども、議員もそうだと思います。町民全体そろってですね、同じ方向でできるだけ努力したいということですので、その辺はご理解をお願いしたいと思います。

私らも町に要望するだけでなく汗をかきたい、こう思っておりますので、よろしくどうぞ思います。

じゃあ2つ目の質問に入りたいと思います。銚子川の水源地上流の埋立問題でございます。これはちょっと別にしましたのはですね、これは今回の条例では関与できない部分でございます。尾鷲市内ですんで、じゃあ何故ここで質問するかといいますと、行政として関与できる部分で関与していただきたいと、働きかけをしていただきたいという意味で質問します。

12月議会でも私、質問しましたけれども、海山地区住民の飲み水の心配と町民の宝であります銚子川、いわゆる奇跡の青の川が黒の川に変貌する恐れを質問しました。現場ではまだ現在進行中ではございまして、今年の豪雨で崩落することが非常に心配されております。

また海山地区住民の水源地でもあります。ただ残念なことに行政区域を超えている場所ですので、町として有効な対策をとりにくいことも確かでございます。でもできることはある

と思います。そこで言います。

まずですね、現実として町としての取り組みについてですけども、12月議会後、現地の状況、進行具合について、どのような認識を持っておられますか。町長よろしいでしょうか、あれからも進行しとると思いますけども、どう思われますか。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

この事業については少し停滞しているように伺っておりますが、伐採をきちっとせずです、土砂を搬入したとかいうことを。

東清剛議長

町長、演台のほうへ。

尾上壽一町長

すいません。同じ土砂やったもんで続きのような気分で、申し訳ございません。

銚子川上流のところは今現在ですね、先ほど申し上げたようにちょっと止まっているという、きちっとした情報は入ってないんですけども、なんか県とかの指導をいただいたとか、そういうお話はありますけども、情報としてきちっと入ったものはございません、そういった意味で。

東清剛議長

岡村哲雄君。

4番 岡村哲雄議員

現在ですね、私もあれからちょっと見に行ったことがあるんですけども、止まってとるといったらちょっとあれなんですけども、ちょっとセーブがかかっていると、ブレーキがかかっている状況でございます。これは県のほうからですね、いろんな行政指導が入っております。この間まで落としっぱなしやったんですけども、下からきちんとやれというようなことで、下へ道をつくっておるような話も聞いております、若干はしとると思います。

昨日の大雨ちょっと心配でございますけども、どうなるとかはわかりません。若干ブレーキがかかっているという状況で、完全に止まっているわけではございません。業者もまだまだやるつもりでおりますし、法令上はやれるんだと思います。

それに関しまして、もう1点ですけども、町民の不安の声ですね、いろんなことを要望が町へ来ておると思います。銚子川漁協の要望に対して要望が来ておると思います。内容とそ

れに対する見解をお聞きしたいんですけども、答弁願います。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

銚子川漁協さんのほうからですね、役員の皆さんがおみえになりまして、我々も要望書を受け取っているところでございます。水質検査、それから監視カメラ等を据えていただけないかというご要望でした。

東清剛議長

岡村哲雄君。

4番 岡村哲雄議員

要望もそうですけども、それに対する回答を分かればお願いしたいんですけども、監視カメラというのはですね、あそこは電波が届かないところでございますんで、おそらくトレイルカメラっていうんかね、獣害対策のカメラみたいな感じになると思います。

それからもう1つはですね、水質検査なんですけども、今回の祖父木屋谷林道の上流といいますか、谷川の上流にあります残土ですね、あれが流れて合流するのは又口川でございます。又口川の合流点、又口川と祖父木屋谷川の合流点は右岸でございます、尾鷲側です。あれは尾鷲境界ですけども、だから水質検査はそこでやられるか、現在もやっておると思いますけども、どこでやられておるかちょっと確認したいんですけども、もしありましたら。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

産業廃棄物の中間処理場の上と、それから銚子橋の魚飛橋、吊り橋がございますよね、あの辺と上流と下流とでその違いがどうなのかということを調べております。

東清剛議長

岡村哲雄君。

4番 岡村哲雄議員

もしですね、ごめんなさい。もし銚子川の漁協の要望に応える水質検査でしたら、できましたら尾鷲市に言ってですね、合流点、祖父木屋谷川と又口川の合流点のところで測っていただくと大変ありがたいと思っています。それは検討をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか、それに対して。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

銚子川漁協のほうからもですね、そういったご要望をいただいておりますので、そういうのを検討させていただいた上で、尾鷲市、県の河川でございますので、その了解等もございまして、そういうのも含めてですね、ご要望の趣旨は十分理解しております。

東清剛議長

岡村哲雄君。

4番 岡村哲雄議員

じゃあ次の質問に入りたいと思います。

今、言われましたけれども、境界がとにかく行政の区域をちょっと超えておりますんで、尾鷲市、県が働いてもらわないとできないと思います。ということでその後ですね、この問題に関しまして、紀北町から尾鷲市側へどのようなアプローチといたしますか、働きかけをされたかお願いしたいと思います、ご答弁お願いします。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

尾鷲市への働きかけなんですけど、副町長が了承の上ですね、現場も確認させていただいておりますし、副町長と尾鷲市の副市長は常に情報交換をしておりますし、それに担当課のほうもですね、それぞれ情報交換ということでさせていただいているところでございます。

東清剛議長

中場副町長。

中場幹副町長

ご質問にお答えをさせていただきます。前回も少しお話をさせていただきましたが、現場につきましては、事業者の了解をいただきまして、私と建設課の職員も見せていただいております。それも含めましてですね、尾鷲市の副市長さんとはいろんな情報交換をさせていただきたいということで連絡をとっております。その後も何度か先ほど町長が答えました、ちょっと停滞していますねと、そういうような情報もいただいております。

その中でですね、副市長とはいつも言っているんですけど、噂話でも教えていただきたい

と。それによっていろいろ動かなければならない時もありますもので、正式なものじゃなくても結構ですということで、お互いに情報共有をしましょうという話はできています。また、もう1つ各担当課、建設とか環境とかそれぞれの尾鷲市と紀北町の担当課同士で議論することもお認めいただきまして、今進めているところでございます。

東清剛議長

岡村哲雄君。

4番 岡村哲雄議員

今、副町長からお聞きしました、ただお聞きしましたところですね、単なる情報交換の場、情報交換で終わるとるといいますか、それだけだと思いますんで、私は本当は尾鷲市が動いて欲しいんですわ。尾鷲市が動いたとこで町長に責任があるわけでもないですけども、動くような働きかけをお願いしたいんですわ。

例えば尾鷲市がですね、伐採計画って業者から出しています。伐採計画を出したのを尾鷲市を通じまして県へいっています。だから尾鷲市としては多少の指導できる権限があります。だから尾鷲市も実際ですね、実は皆伐してますよ、皆伐してなかったんです。それにつきましては県が指導されました今回、皆伐せないかと。そういう話は聞いております。

そういったことを具体的にですね、尾鷲市が動くまでの働きかけをやっていただきたいと思っております。

もう1つ次の質問にいきます。県への働きかけ、これは県もですね、動いて欲しいんです。私は前回の12月議会でですね、あそこを県が環境保安林とかですね、水源涵養保安林とか、そんなんにしたらどうかということを県には言っています。そしてもう1つですね、先日、紀北町自治会連合会からあの現場の土砂崩落災害による土砂流出を未然に防ぐため、現地直下にある治山ダムというのがございます。治山ダムの嵩上げ等を要望したことをご存知ならばお聞かせ願いたい、いかがでしょうか。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

尾鷲市が県に今までも紀北町の問題でもですね、紀北町が県にお願いしたりしてましたんで、尾鷲市もですね、当然自分とこの市なんで、そういう働きかけをやってきますし、今、副町長が言ったように県、尾鷲市、紀北町、これ3者が集まってですね、そういうことをいろいろと共有していきたいなと思っております。

またそういう意味ではいろいろな働きかけをやっていきます。県へ要望した中でそういうお話が出たというのは存じております。しかし、なかなかその担当のほうから人工でつくられたものが起因するものではなかなか難しいのではないかという答弁をいただいておりますので、これは12月の時に岡村議員にも崩れるよってというお話をさせていただいたのと同じような答弁だと思います。

東清剛議長

岡村哲雄君。

4番 岡村哲雄議員

この治山ダムにつきましてはですね、祖父木屋林道の現地へ行くまでの林道の中にゲートがあります。ゲートの少し手前にあるんですわ。見られたと思いますけども、あれは県に私もいろいろ聞きましたらですね、連合会の会長と行ったんですけども、嵩上げするのは治山ダムと砂防ダムがございまして、治山ダムというのは埋まっとるんです現在。あれで正常らしいんですけども、砂防ダムと違いましてですね、治山ダムあれ嵩上げして欲しいという、それは何故かという、今、崩れた場合それが銚子川に流れた場合ですね、真っ黒な土が流れた場合ですね、責任は当然業者です。それはわかっています、業者というのはわかっています。

業者ですけども、業者は魚飛に流れたやつはとることは現実的に難しいです。お金の面でも物理的にも、だからそれを未然に防ぐために嵩上げしたらどうかと私は言いました、自治会会長が。嵩上げは技術的には簡単にできるらしいです、難しくないみたいです。名目の話でございまして。今、言われました、町長がくしくも言われました名目の話です。つまり責任者がおるところ、その責任者を助けるためにできないと、それは税金を使えないと。しかし僕は言うんですけど、責任者を助けるじゃなく、住民を助ける命の川である銚子川、あれは観光の名所で魚飛を守る、そのためにやってくれと、名目を何とかつけてくれとちょっと要望しております。

そういったことをですね、町からも何らかのお口添えというんか、アプローチをしていただきたいと思います。名目の問題だけでございまして。技術的に簡単だから未然に防ぎたいんですということございまして。これにつきまして町長、いかがでしょうか、アプローチできますか難しいですか。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

いやそれは嵩上げ、住民の命を守るにしろ、起因がやっぱり起因なんで、大変難しいのではないかなと思います、考え方だけですけどもね。

東清剛議長

岡村哲雄君。

4番 岡村哲雄議員

治山ダムあそこにあるのは何があります、上に保安林があるんです、少し。実は涵養保安林じゃなくて、土砂なんとかという保安林があります。保安林があります。つくったんですけどもね、それをさらに名目をつけてできるんじゃないかなと思っています。それは県の問題でございますけども。私はこれからも要望していきたいと思います。

あとはですね、公有地からの水源地を守るためにできることについて、前回も言いました。あそこを公有地化せよということで、公有地化に関しましてはですね、大台町が公有地化のいろいろな活動しています。大台町の取り組みについて、もし知っておられることがありましたらご回答願います。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

大台町ですね、水源地である森林を公有林化したというお話を聞いております。これは約753ha、寄附や買収された。その中のほとんどが広葉樹であったとお聞きしております。

東清剛議長

岡村哲雄君。

4番 岡村哲雄議員

その通りでございます。私も先日大台町を訪問しまして、ちょっと詳しいことを聞いてきました。今ですね、753haと言われた広大な土地でございます。実はほとんど広葉樹ですけども、中に人工林が何箇所かございます。考えてもですね、これは実は森と緑の県民税、これを使ってやったんです。あとは地権者の寄附ですね、寄附も何百haしてもらったそうです。大台町の取り組みにですね、感化されたというか感動して寄附されたといえます。そこですね人工林の場合、地上権を土地所有者に残したまま購入したということをご存知でしょうか。ご存知でしたらお願いしたいと思います。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

そのように聞いております。

東清剛議長

岡村哲雄君。

4番 岡村哲雄議員

今の地上権ですけども、これはつまり今、植わっておる植林されています木ですね、木につきまして地権者それを持っておると、土地だけ購入すると。そういうようなことができます。そういったことをちょっと考えていただきたい公有地化について、と思っております。

それで、今言いました森と緑の県民税、あるいはふるさと納税、そういったものの資金を公有地化のことはできないのかと。もう1つは行政区域を超えた場所を公有地化できるかと、これについてご回答願います。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

公有林地化するのはできるとは私は思います。ただその目的がですね、残土の話とかそういう話ではないと思うんで、あの広大なところをですね、公有林化してですね、我々としてはなかなかそういう考え方は難しいなと考えます。

東清剛議長

岡村哲雄君。

4番 岡村哲雄議員

私はあそこ公有林地化するというのは、実は現在の残土の埋立のところはもうあれはオミットです。あれはリスクを抱えたまま公有地化、これは無理やと思います。その周りですね、あそこ不法地帯ですんで、無法地帯ですもんで、もっと荒らされるんじゃないかと。周りの部分ですね、現在の残土埋立以外のあそこを将来の未来のために水源涵養林と、これは変な開発をされやんように公有林地化とこういう目的でございますということございます。

ちょっと時間もありますもんで、次の質問にいきたいと思っております。

3つ目の質問にいきます。上里の汚染土壌処理跡地のバイオマス発電計画についてでございます。先日、上里住民からですね、汚染土壌処理施設計画跡地のバイオマス発電計画があるとの情報が私のほうに入りました。いろいろ調べました。私はあそこの部分に対しては、

水道水源保護審議会のメンバーの1人として、強い思い入れがあります。ということで今回の質問に入ります。

汚染土壌処理施設跡地のバイオマス発電計画の概要についてですね、事業計画、事業スケジュールについて、わかっている範囲内でご説明願います。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

バイオマス発電事業計画等の概要についてお話をさせていただきたいと思います。経済産業省資源エネルギー庁が定めるガイドラインに沿って事業計画を策定し、国が認定を行うこととなっております。事業者からは汚染土壌処理施設跡地をバイオマス発電施設に活用したいとのお話があり、本町に対しまして平成31年2月20日に事業概要の説明を受けております。

事業の概要といたしましては、木質バイオマス発電施設とチップ工場を併設するという計画でございます。事業スケジュールにつきましては、事業者から経済産業省に対しまして、事業計画書が提出されておまして、汚染土壌処理施設の建設予定跡地ということもあり、この3月下旬には上里区で地元説明会を開催し、地元住民のご理解を得ながら事業を進め、事業認可が得られれば事業を進めたいというこのような説明でございました。

東清剛議長

岡村哲雄君。

4番 岡村哲雄議員

私がこの発電にですね、真っ向から反対するわけではございません。ただ、反対するわけじゃありません。ただ警戒といいますか注目しておりますといたしますのはですね、滋賀県のほうで何年前にですね、この木材チップ、燃料となる木材チップにですね、福島の汚染ごみが混ざって大きな問題になりました。ということでもありまして、燃料が心配でございます。はたして間伐材とかいろいろなチップが集まるかどうかということで供給体制が難しいと思っておるんですけども、採算ある供給体制ですね、これについてわかっておればお聞きしたんですけども、なんかわかっておりますか。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今聞いているところではですね、間伐材による未利用材の利用ということでございます。

それから、供給等につきましては、事業者が所有する町外の山林などから未利用材を集積運搬し、年間使用料5,000 tを計画していると、そのように聞いております。また、将来的には町内の山の間伐材等も使っていきたいと、そのように聞いております。

東清剛議長

岡村哲雄君。

4番 岡村哲雄議員

今、町長の説明ですね、向こうの業者が出した説明ですわね。町外の間伐材等のチップと言いましたけども、はじめ、そうですね。町内外も後でと言いましたけども、私ははたして採算が合うんかどうか非常にちょっとおかしいかと、ちょっと思っています。どうかわかりませんが、ということで私はちょっと注目しております。

じゃあ次の質問にいきます。

この件に関しましてですね、本件は水道水源保護条例のいわゆる審議の対象事業になるのかどうかお聞きします。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

これは項目的には水道水源保護条例の対象事業とはなっておりません。

東清剛議長

岡村哲雄君。

4番 岡村哲雄議員

今のところ入ってないということでございますね。住民説明会も今後あるらしいということですので、私はできたら聞きに行きたいと思っております。本件の建設予定地はですね、土壌処理施設の建設予定地の跡地であり、どのような業者が入っているか危惧されておりました。私は前回も言ったんですけども、防災避難施設として町が購入できないかと提案したことがあるが難しいとの回答でした。今後ですね、町としてどのような関与ができるかというのを最後にお聞きしたいと思っております、どうぞ。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

これはですね、業者の方も以前のそういう土地であるということをお聞きしておりますので、

十分説明をしていきたいということでございます。我々といたしましても、この業者の方々からですね、聞き取りを十分行ってですね、そしてその上で水道水源の審議会がございませよね、そういう必要性があるのかどうか、そういうことも含めて検討したいと思ひます。

東清剛議長

岡村哲雄君。

4番 岡村哲雄議員

いづれにせよですね、バイオマス発電の問題につきましては慎重に、今回は計画の段階からわかってきましたもんで、慎重に進めていっていただきたいと思ひます。私もいろいろ注目しております。どうなるのかわかりませんので、私は構造、もともと機械のあれですんで、機械類とかですね、どうもガス化らしいんですけども、そういったことに興味ありますもんで、構造もいろいろ興味して勉強していきたいなと思っております。この問題につきましては、燃料の供給問題が一番のポイントだと思っております。あと採算性ですね、採算性がないのに持ってくるんだったらちょっとおかしいと、採算性の問題とかその辺の問題でございませす。注目していきたいと思ひます。

以上、私3点質問しました。1点目からですね、基本条例とか言ひました。私は一番3つもやりましたけども、特に今回は環境保全条例これに関しては非常に重大な関心を持っておりまして、これからも取り組んでいきたいと思ひます。最後に課長から言われませした発展性のある条例でございませすんで、これからも場合によれば様子を見ながらどんどん改定していただきたいと、今回はこの条例でひよっとしたらぱっと止まるかわかりませせん。止まらないかもわかりませせん。その様子を見ながら慎重に、その時はお互いにですね、議員も私ども発言しませすし、町民の声も聞きながらやっていっていただきたいと。

以上で質問を終わります。どうもありがとうございました。

東清剛議長

これで、岡村哲雄君の質問を終わります。

東清剛議長

ここで、暫時休憩いたします。11時40分まで休憩いたします。

(午前 11時 30分)

東清剛議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前 11時 40分)

東清剛議長

次に、2番 田島明良君の発言を許します。

2番 田島明良君。

2番 田島明良議員

議長の許可を得て平成31年3月議会一般質問を行います。

初質問ですのでよろしくお願い致します。

質問の前に昨日なんですけども、東日本大震災から8年経過しました。改めて犠牲者の方のご冥福をお祈りしたいと思います。

町長の掲げる基本姿勢、すべては住民目線ですべては住民とともにの下、住みよいまちづくりに取り組んでまいりますと常に申しております。私の政治目標はすべての住民に愛の手を、を掲げております。そういう観点から申したいと思います。

私の質問は5つに分かれております。大きく分けて1つ閉校となる引本小学校及び引本幼稚園について、2つ目は学校給食費について、3つ目は銚子川の堆積土砂の対策問題について、4つ目、広域医療体制について、5つ目、公共交通施策についてでございます。

まず最初に1番の今月廃校となる引本小学校についてと関連したことについて、質問したいと思います。ご承知のように引本小学校は明治8年創立143年の歴史があり、7,704名の卒業生が巣立ちました。この歴史にこの3月末で幕を閉じ廃校となることはご存知だと思いますが、そこで何点か伺いたいのですが、まず跡地利用についてお伺いいたします。

土地及び校舎の解体、売却、貸付等は考えておられますか。全体でも一部でもありましたらご答弁をお願いいたします。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは田島議員のご質問にお答えさせていただきます。

校舎及び土地の解体や売却、貸付等は考えているのかというお話ではございますが、先ほどおっしゃっていただいたように、本年3月31日をもって廃校となります。廃校後の学校用地等の活用につきましてはですね、地区の自治会等と協議しながら進めていきたいなと検討してまいりたいと思っております。

しかしながら、学校備品等もまだ残ったような状態でございます。これら備品の整理が済んで、その後になろうかと思えます。また、学校の施設の売却、貸付等については、今のところ教育に使用する財産となっておりますことから、普通財産に移管しなければ実施はできないこととなっておりますが、まずは廃校後の学校施設の活用について検討していきたいと、そのように思います。

東清剛議長

田島明良君。

2番 田島明良議員

町長、地元自治会というお話を持ちたいということで、今後も注視したいと思っております。

その次にですね、校舎はなかなか備品がありますんで、中を使えるというのはちょっと難しいもので、グラウンドについては使えると思うもので、地元区民は憩いの場として活用したいと思っておりますが、自由に使えることができますか、また体育館は避難場所となっておりますけども、それ以外は自由に使えるのかどうかご答弁をよろしくお願い致します。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

グラウンド及び体育館はですね、一定の制限等もあろうかと思えますが、基本的にはですね、いろいろと団体等の活用としては教育委員会の生涯学習のほうとですね、話をしながら申請等をしていただいて、お使いいただくようなことになろうかと思えます。

東清剛議長

田島明良君。

2番 田島明良議員

それじゃあ次の質問に移らせてもらいます。

学校統廃合の件なんですけども、30人以下になると協議する方針に変わりはあるかないか、それを伺いたいことと、引本幼稚園は現在休園の状態になっておりますけども、その理由と

か目的をできれば教えていただきたいなど、よろしくお願いします。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

学校の統廃合の基準につきましてはですね、紀北町における児童・生徒の減少による学校配置構想というのを策定しているところでございます。この配置構想に基づきまして、児童・生徒数が30人を下回る学校につきましては、今後の児童・生徒数の推移の予測を説明し、保護者と今後の学校のあり方について協議を行っているところでございまして、統廃合も含めた学校の適正規模、適正配置ということで取り組んでいるところでございます。

引本幼稚園につきましてはですね、平成26年7月1日より休園となっているところでございます。隣接する引本小学校は本年3月末をもって廃校となりますことから、今後、廃園も含めた検討をしていきたい、そのように思っております。

東清剛議長

田島明良君。

2番 田島明良議員

30人以下になるとそういう協議の対象になるということなんですけども、既に三浦小学校、これ30年5月31日現在の統計なんですけども、三浦小学校は14人、海野小学校が13人、赤羽小学校が22人、矢口小学校が16人、中学校でいえば赤羽中学校が16人と、こうやってたくさん児童・生徒数が少ない状態になっておりますんですよね。

これ早め早めに親御さんが一番心配することなんですよね。引本小学校をたてるわけじゃないんですけども、変な言い方なんですけど、あれよあれよという間にもう廃校になってしまったということがありますんで、この地域で小学校に通っている、中学校へ通っている親御さんが一番心配しているところなんですけども、この辺を早め早めに対策をお願いしたいと思えます。

次に、大きな2番になりますけども、そうですね、紀北町内の幼稚園、小学校の給食費についてお伺いします。海山地区はセンター方式となっており、また紀伊長島地区は一部を除いて自校方式となっておりますが、現在の給食の金額を教えてください、よろしくお願いします。

尾上壽一町長

ちょっと議長お待ちください。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

学校の給食費につきましてはですね、今、一律かというようなご質問をいただいております。これは海山地区は学校給食センターで給食を、それで紀伊長島地区ではですね、それぞれの学校給食ということでやっておりますので、今、給食費はバラバラのような状態でございます。現在の給食費につきましては、平成30年度ということでお答えをさせていただきます。

三浦小学校4,000円、海野小学校3,900円、西小学校3,500円、東小学校4,000円、赤羽小学校4,000円、紀北中学校4,100円、赤羽中学校4,200円、紀伊長島幼稚園3,500円、以上です。

東清剛議長

田島明良君。

2番 田島明良議員

先ほどお伺いしたセンター方式と自校方式ですね、長島地区は給食センターを今、建設中ということでほとんどがセンター方式になるんですけども、そのメリットとデメリットの説明をお願いしたいと思います。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

学校給食のセンター方式と自校方式のメリット、デメリットでございますが、センター方式のメリットといたしましては、一括で食材を調達できるということ、そういうことから給食調理員の削減、それから統一した衛生管理と調理員の育成指導ができます。デメリットといたしましては、給食配送車とか配送のための人、そういった費用がですね、かかってくる。それから急なメニューの変更などになかなか対応しにくいという部分がございます。

自校式学校給食のメリットとしては、調理から食べ始めるまでの時間が短い。児童・生徒と調理員のコミュニケーションがとれ、食育という部分であれかなと思います。学校行事等への対応が比較的容易であるということ。それからデメリットとしてはですね、各学校に調理員を配置するため多くの調理員が必要となる。個々の給食施設の維持管理のための改修等が必要になるということになっております。

それで我々といたしましてですね、基本的なのが各自校方式の給食室がですね、相当老朽

化しておりますので、そこを改善したいと、これが基本的なところでございます。

東清剛議長

田島明良君。

2番 田島明良議員

次の質問に移らせてもらいます。

現在、日本全国なんですけども、自治体から給食費の補助金は完全まあ100%ですね、一部拋出自治体あわせて29.3%となっております。これはホームページから出てまいりました。またこの10月から幼稚園の無料化が始まります。しかし給食費は有料だと伺っておりますけども、それで私提案なんですけども、当町でも例え半額でもこの給食費の補助金が出していただけるような検討していただきたいと思います。また、紀北町の給食費の規定に3人目から無料ということをお伺いしておりますけども、これは間違いありません。対象者が何人おられるのか、それも合わせてお願いいたします、よろしく申し上げます。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

給食費に対するまず考え方を述べさせていただきます。給食施設の維持管理、給食調理員などの人件費は町が負担しております。そういう中で食材費については保護者が負担すると学校給食法に定められておりますので、それに準じて行っているところでございます。

また、要保護、準要保護の就学援助費というのがございまして、所得の低い方たちに対しましてはですね、補助を出しております。そういうことから今現在のところではですね、給食費の軽減措置は今のところ考えておりません。

それと第3子以降の給食費無料は子育て支援の観点からさせていただいております。今、これは29年度実績でございますが、93名、396万1,950円となっております。

東清剛議長

田島明良君。

2番 田島明良議員

給食費のことはできれば私の希望なんですけども、教育環境がすべて無料化の方向になっているものですから、この給食費も合わせて削減をお願いしたいという観点から私はお願いしていることでもあります。

次に大きな3番目の銚子川の堆積土砂の対策問題について伺います。

地元新聞によりますと2012年から2017年までの6年間に35万 m^3 の堆積土砂の採取を行ったと聞いております。そのうち銚子川は17万6,000 m^3 となっております。また、2018年の銚子川の採取量は3万2,400 m^3 と聞いております。

この堆積土砂はほとんど矢口の大白地区に搬入されております。12月19日の地元新聞によりますと、銚子川と船津川の合流地点の海中から2,400 m^3 高浜海岸に運ばれておりますけれども、また県のコメントですけれども、異常出水で堆積した分をとっております。毎年の大雨で砂利が堆積することから放っておくこと、川の容量が減り洪水被害を招きかねないことから砂利が溜まって危険になった場所で、随時とっていくことになっていると、県の担当者は申しております。

また、昨年までの3年間で10万 m^3 を除去、今年も計、金額ですけれども、1億9,950万円で工事を発注したと申しております。過去の航空写真などの資料も集め、どのような対策がいいのか、国の機関と相談しているところで対策の着手にはまだ時間がかかると申しております。

ここで私からの提案なんですけれども、現在大白地区に運ばれている土砂を、毎年浸食されている高浜海岸に運べるよう方針転換はできないか、三重県に提案していきたいと思っておりますので、町長はどのように思われておりますか。またこのままでは高浜海岸がえぐられて浸食されておりますので、引本地区までいつ高波がくるかもしれないという観点から、町長はどのようにお考えなのか答弁をよろしくお願いいたします。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

堆積土砂の問題につきましてはですね、我々といたしましても、もう平成16年の大雨からですね、23年の紀伊半島豪雨がございました、そのうち大変多くの堆積土砂がございました。そういう中で我々といたしましては、県にも要望を行っていろいろなところを探してまいりました、候補地ね。そういうことで大白のほうへ今、運ばせていただいているんですが、ご理解をいただいてですね、今、運ばせていただいているところでございます。

我々がその検討する中には海岸への砂利を運ばせていただいたらということも、ここ高浜ばかりじゃなしにね、いろいろなところを探しまして、ご提案もさせていただきましたが、やっぱり地域、漁業者の問題もございまして、なかなかいい場所がなくって、今の大白のご理解をいただいてですね、させていただいているところでございます。

そういったことからすると、今お話いただきました高浜が痩せてきているということなんで、それは有効な手段だと思っんです。ただあそこ潮流の関係がですね、まだはっきりわかってないということ、潮の流れが、そういうことで河口のやつは小山側と高浜側に分けて、撤去させていただいております。

そういう状況はあるんですが、我々といたしましても県といたしましても、議員ご指摘のですね、高浜の海岸が痩せてきていることには十分承知しておりますので、そういう方向も踏まえて今、県のほうが検討させていただいております。

東清剛議長

田島明良君。

2番 田島明良議員

ようするに河口付近の土砂は高浜海岸に持ってとるんですよね。上流域、中流域については大白地区へ運ばれていると、こういう現状なんですよ。この大白地区がもう満杯状態だということを伺っております、県の担当者に聞いたところ。新たな持っていく場所を探している段階でありますということで、私もちょっと県の担当者に強く言ったところ、高浜海岸へ持ってくるような方向にしていくような方向でありますということも言っておりますんで、町長もそういう方向でよろしく後押しをよろしくお願いします。

東清剛議長

それでは昼食のため、暫時休憩いたします。申し訳ないですけども。

1時まで休憩いたします。

(午後 0時 01分)

東清剛議長

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 1時 00分)

東清剛議長

2番 田島明良君の質問を許します。

田島明良君。

2番 田島明良議員

次に4番目の質問に入らせていただきます。

広域医療体制についてであります。12月16日、尾鷲市の有志議員が市長に対し尾鷲総合病院を広域での運営を検討して欲しい旨の要望書が出されました。また、尾鷲市長は正式に近隣市町の協力が不可欠という旨を広域での検討を始めると述べております。具体的に打診がありましたら町長はどのようなお考えなのかお聞きします。

尾鷲市は財源が2億5,000万円不足していると聞いております。市有地の売却も考慮中とも聞いております。その上でご答弁をよろしくお願いいたします。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、尾鷲病院のことについてお答えをさせていただきます。

広域医療体制についてお答えをさせていただきます。拠点病院ということで、この地域にとってはですね、なくてはならない病院だと思っております。それから、尾鷲市からの打診についてはですね、広域化等の打診についてはございません。あった場合ということなんです、あった場合はですね、どのような打診があるかわかりませんので、打診があった場合、内容はですね、慎重に検討させていただきたいとそのように考えております。

東清剛議長

田島明良君。

2番 田島明良議員

次に、尾鷲病院の細かいことをちょっと申し上げますけども、これは29年度の資料なんですけども、尾鷲病院で利用している紀北町の通院患者、入院患者数を申し上げます。比率はこのようになります。外来患者数1万4,819名、パーセントにして30.1%、また入院患者数は1,017人、33.1%となっております。いずれにしても尾鷲病院は東紀州の拠点病院であり、この病院をなくすわけにはいきません。このことについて町長はどのように考えておられますか。要するに紀北町の患者数、外来、入院患者数、30%を超えているわけですね。このことについてどのように考えておるか、ご答弁をよろしく申し上げます。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

この数字を見ましてもですね、どうしてもなくてはならない病院であろうと思います。また特に24時間体制をですね、行っているということから本当に重要な拠点病院だと思っております。

東清剛議長

田島明良君。

2番 田島明良議員

東紀州の拠点病院を絶対になくすわけに、先ほども申し上げましたけども、なくすわけにはいきませんので、その辺をよろしく考慮のほうをよろしく願いいたします。

次に、5番目に入らせてもらいます。

公共交通施策についてであります。昨年7月から9月でいこかバス、9月から12月に行われた相乗り実証運行状況の結果を報告をよろしく願います。また、三重交通の紀北町を走っている2つの路線バスがございますね、その収支状況を教えてください。よろしく願います。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは公共交通施策ということで、ご質問いただいております。

はじめにですね、いこかバスと相乗り運送の実証実験、いこかバスの試験運行につきましては、公共交通空白地の解消と河合線再編を目的として30年7月から9月までの3カ月間、中桐から紀伊長島駅までの中桐線と、紀伊長島駅から戸ノ須、片上、名倉、呼崎をまわって紀伊長島駅に戻る片上名倉線の2路線で実施をいたしました。

運行は水曜日と木曜日の週2回、午前中2便から3便、いこかバス車両を用いまして、三重交通に運行委託、運賃は既存のいこかバス路線と同等といたしました。7月から9月の3カ月間、週2回運行ですので、実運行日は26日の運行で、その結果、中桐線の延利用者数は146人で1日あたり5.6人、また片上名倉線の延利用者数は112人で、1日あたり4.3人という結果でございました。

一部の地区では量が多かった地域もございましたが、路線全体としてみますと需要が多いというような状況ではございませんでした。

続きまして、相乗り運送実証実験につきましては、海山地区では公共交通空白地の解消を目的に馬瀬、河内、細野、鯨、小松原を対象地区といたしました。また、紀伊長島地区は公共交通空白地の解消と河合線再編を目的に、いこかバス試験運行と同様の地区で総務省のシェアリングエコノミー活用推進事業を活用して実施をいたしました。あらかじめ登録していただいた利用会員は127人、運転手は8人、運行は9月から12月までの間、約90日間、毎日午前9時から午後5時まで、車両は運転手の自家用車を活用させていただき、運賃はタクシーの2分の1程度といたしました。

その結果、登録者127人のうち70人の方が利用されまして、運行回数につきましては、244回、延利用者数は370人となったところでございます。

続きまして、三交のことでございますが、この路線につきましてはですね、尾鷲長島線と島勝線の2路線がございます。紀伊長島駅と尾鷲市、また島勝浦と尾鷲市を結ぶ非常に大切なバス路線でございます。しかしながら、その運行状況は利用者の減少によりまして、長年にわたり大きな欠損額が生じております。29年3月には路線維持のための対策を講じなければ2年以上存続することが困難とする利用促進対策路線に指定され、今まさに存続の危機に面しておるところでございます。

この2つの路線の維持、存続を目的として実施しておりますのが、地域間生活路線確保維持補助で、欠損額のおよそ2分の1を国県市町で補助をしております。29年度の実績で申し上げますと、欠損額5,410万円に対し、国が877万円、県が702万円、紀北町と尾鷲市で697万円、合計2,276万円を補助いたしております。以上です。

東清剛議長

田島明良君。

2番 田島明良議員

実証実験の結果を見ますと、一部しか走っておりませんので、はっきりはわかりませんが、それにしても乗客数は少ないと思うんですね。特にいこかバスのほうの乗客が極端に少ないと思います。私は相乗り運送事業をさらに広げていただいて、方策が最善だと思いますがいかがと思いますか。

それともう1つ島勝線のほうのルートですね、そちらを変更可能でしたら、島勝方面から相賀駅に行かずに桧町から桜町を通るルート、これは可能なかどうか、そういう要望を出せるかどうか。このルートは病院とかスーパー、銀行、相賀地区のあそこに集中しているわけですね。相賀駅のほうへいってもバス通りは、今のところのバス通りは何もないんですよ。

ね。駅へおりて駅から汽車へ乗っていくというお客さんもまず少ないと思うんですよ。それよりも買い物とか通院とか、そちらのほうのお客さんのほうが大事だと思うんですよ。

だからそれを以前にも先輩議員が質問しておりますけども、また先の総務産業委員会でも町独自の交通網の確立を求められていると指摘されております。三重交通がいつ撤退しない保障はありません。そういうことを考えてどうか交通弱者の方たちの切なる要望を聞いていただきたいと思います。

全町を網羅した交通システムを立ち上げていただきたいと、よろしく申し上げます。

それとまた紀北町地域公共交通会議という組織があると思いますが、そちらでも検討のほうよろしく願いいたします。ご答弁をお願いしまして、私の質問を終了させていただきます。よろしく申し上げます。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

我々もいこかバスとですね、相乗り運送、データ分析をさせていただきました。紀北町といたしましては、今の公共交通を生かしつつ相乗り運送等をですね、相乗り運送のような形式のものをしていくのがいいのではないかという方向で、この31年度検討させていただきたいなと思っております。

それから、三重交通の島勝線のルート変更ですけども、これは以前からも議員からも何度か質問がありました。そういう中で我々も三重交通さんとか警察とかですね、いろいろな方とお話をさせていただいておるんですが、まずバスの運行につきまして、こういったような大事な部分がございます。まず安全第一ということで、バスが安全でスムーズに通行できる交差点や道路幅が必要でございますし、バス停も重要なポイントになります。

バス停は利用者にとって便利な場所でもございますが、乗降時の安全性の確保や付近の交通に影響を及ぼさないことが条件となります。これらの条件を満たすことができないと、交通事業者へ警察の合意を得られないということがございます。

そして現在、バスを利用されている方にとって支障がないかということもですね、ポイントになってきますので、今までも協議しているんですが、なかなかそういった条件をクリアできない状況だと、今考えておりますが、今後もですね、こういうことも検討していきたいと思っております。

そしてまた、全町を網羅する仕組みについてですが、これはですね、公共交通、それから

いこかバス、そういったもの、それから新たな運送の形態も模索しながらですね、移動が困難なこの地域において全町を網羅できるような仕組みはないかと考えていきたいと、そのように思います。

東清剛議長

田島明良君。

2番 田島明良議員

最後になりますけども、この政策はもう待ったなしなんですよ。すべて私、今日質問したものは待ったなしの問題なんですけども、そこら辺を十分お考えいただき、私の質問とさせていただきます。ありがとうございました。

東清剛議長

これで、田島明良君の質問を終わります。

東清剛議長

ここで、暫時休憩いたします。その場で休憩いたします。

(午後 1時 14分)

東清剛議長

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 1時 15分)

東清剛議長

次に1番 宮地忍君の発言を許します。

1番 宮地忍君。

1番 宮地忍議員

議長の許可をいただきましたので、初めて質問席に立たせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

では、通告書に従い始めさせていただきます。今現在、町内で最も関心事となっているの

は、町内のあちこちに搬入されています建設残土であると思います。他の議員の方々も何回もこの質問を取り上げてきていますが、私はこの件について今もどんどん搬入されていることからスピード感が必要と思います。

この自然豊かな紀北町をいつまでも残していかなければならないと思います。そこで町長、現在県外から持ち込まれている建設残土について、今後紀北町に持ち込んで欲しくないと考えていますか、この点だけお願いします。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、宮地議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

建設残土問題についてのご質問でございます。現在、町内で危惧されている埋め立て行為につきましても、県外から持ち込まれる建設残土の盛土によるものでございます。その土壌の性状や盛土の勾配・工法に不安を訴える声がありますし、私自身も同様でございます。

生活環境の保全に関する条例（案）は、その不安を払拭できることを目指し、今議会に提案させていただきました。

本条例案施行後は、生活を脅かすおそれのある事業については、条例をもって事業者責任と義務をもたせ、事業が計画された段階で、事前に町が情報を得る仕組みができるとともに、地域への配慮や住民への説明責任を果たさせながら、安全上守らなければならない基準や措置の指導を繰り返すことで、憂慮される事業活動が自然環境や生活安全を脅かさないう、かつ災害や紛争を予防できるよう、町がしっかりと調整と指導をしていくことができると考えております。

さらに施行後の運用により、新たに見えるてくる部分や対応しなければならない問題の発生等があった場合は、新たな施策の模索や条例改正も含めた展開を進めていきたいと、そのように考えております。

なお、県外の建設残土の問題に関しましては、町条例案の作成と並行し、広域への取り組みへの展開がより効果を生むという考えのもと、各所への働きかけを続けてまいりました。具体的には三重県内のすべての町で構成する三重県町村会におきまして、紀北町の優先要望として県外から搬入される建設残土の適正化を目的にした、三重県による条例制定をという項目を盛り込んでいただきまして、町村会の総意として三重県に要望いたしております。

さらに本年1月18日の三重県知事との一対一の対談におきましても、町の現状の説明のほ

か現地を案内し同様の要請を申し上げました。

その時のお話させていただいたことにつきましては、法での移動可能な残土とはいえ、都市部から搬入される建設残土を紀北町にその捨て場として利用されることは、私も町民も耐えられない、容認できないものである。小名倉では林地開発の目的が土捨て場の形成となっております。都市部の土砂を紀北町がなぜ土捨て場として受け入れなければならないのか、私としては考えられない。港湾の成分分析等また条例制定を叶えていただきたい。このような要望をさせていただいたところでございます。

そういったこともありまして、昨日の記者会見におきまして、県のほうも条例制定へ向けて動いていただけるということになりまして、私としては本当にありがたく知事、三重県に感謝するところでございます。

無秩序に持ち込んでくるということは、私も町民もみな同じだと思います。県外からの建設残土の問題につきまして、これからも町民の安全・安心のために取り組んでまいります。以上です。

東清剛議長

宮地忍君。

1番 宮地忍議員

立場の違いこそあれ本当に私の感じとったとおりの考えでいってくれるということは、ありがたいと思います。

今後ですね、さっきも言われましたが、改正すべきところはできるだけ早く早急に行ってくださいますよう、この件についてはお願いして終わります。

2点目でございます。それでは、2つ目の質問をさせていただきます。

まず大地震時、いわれておる南海・東南海地震のことなんですが、における避難要支援者の避難方法についてなんですが、今後30年間には皆さんが言われておる80%の確率でくると言われていますが、これはもう大地震は必ずくると想定して、日々の訓練等において備えていかなければならないと思いますが、これは皆さん当然わかっていることであります。

東北地方でありました大災害において、避難する際はてんでんことという言葉、新聞なんかでもよく言われております、最近。使われているこれは自助・共助・公助の最も大事な自助で、それぞれがそれぞれの状況に合わせて、てんでんばらばらに避難する。それが最も被害を少なくできるであろうと言われてはいますが、個人で避難できる人はそれはそのように、てんでんこに逃げるのが当然のことです。

しかし、私の今やっとる福祉タクシーのお客さんなんか、何人も今まで見ておるんですが、歩くのもおぼつかない方々、シルバーカーを押している人たち、私の母親もだいたい93歳でシルバーカーを押しておるような、周りも似たような方が何名かおります。などですね、よく見かけると思います。

そういった方を町として、大災害時にですね、どのように対応すべきと考えていますか。まずその点からお伺いします。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは大地震等による津波等がきた時のですね、避難要支援者の避難方法についてということのご質問だと理解しております。

避難行動要支援者における避難体制についてでございますが、障がい者、要介護者の方などの中で、避難の支援が必要な方々の避難体制といたしましては、指定緊急避難場所にまず逃げていただきます。これは地域の支援者の協力を得て避難をしていただくと、そのようになろうかと思えます。

そういった状況になった場合は、やはり普段からの地域の繋がりが大事なものと考えております。また、津波指定緊急避難場所から同じ避難場所に避難した地域の支援者の協力を得て、津波災害時の二次避難場所である指定避難場所、あるいは浸水区域外の福祉避難所へ避難していただくこととなります。

避難行動要支援者の中には、自立歩行が困難で同じ避難所に避難している地域の支援だけでは、移動していただくことも困難な方もみえると思えます。その際は外部からの応援も得て、病院や福祉避難所へ移動することができるようさまざまな輸送手段を確保する必要があると考えております。

東清剛議長

宮地忍君。

1番 宮地忍議員

それは今までの基本的な考え方であると思うんですが、私が今から問おうとしておることは、緊急避難所まで行けない方々を問いたいと思っていますもので、それで町ですね、津波ハザードマップをここにいただいております。マップに示されておるわけですが、より早くより高く、これは当然一番ええことで、尾鷲市なんか市役所の玄関にどぼっと貼ってある

んですけどもね。これは当然皆さんするとして、これに書かれておることを基に、想定されておることを基に話をさせていただきます。

これで実際にま何人という数字は出てないんですが、相当区域内ですね、津波浸水想定内30cm以上の津波がくる想定内に入っておる、住んでられる方、今年の1月末現在の町全体で、75歳以上の方ですね、3,936人ですね、浸水想定内は75歳以上の方は3,776名です。それで85歳以上になると町全体で1,404名、浸水想定内に住んでいる方は1,312人みえます。それで、85歳ぐらい以上の人で元気な方も何名か、かなりおるかと思えます。しかし85歳になってない方の、以前若い方でも今いった病気や怪我なんかで、自力で避難するのが困難な方、歩くのが、これも何名かおるかと思えます。

しっかりした確実な数字はつかんでないんですが、1,000人あまりの方がそういう方がみえるんじゃないかというふうに思うんですけども、こういった方々をハザードマップですね、町のマップに示せることを基に考えてみますと、これ30cm以上の浸水は地震が起こった、それで地震がおさまって、さあ逃げましょう、10分から15分で来ることになっておるんですね、これ。このハザードマップによりますと。

だいたいそれで15分以内、遅くても以内に避難所へ行かないかん。そやないと大変なことになるというふうに思うんですが、大地震の発生が想定されてから相当の年月、10年、15年とだいぶ前から経っています。自力避難が困難な方への現実的な、ぱっとこうして逃げる、実際にほんまぎり考えて、現実的な避難方法を私は示すべきと考えますが、いかがですか。今までこれグレーゾーンになっておるように、私は感じておりました今まで。

これはしかし、避けて通ったらその1,000人の方、1,000人とはいえんのですが、前後の方々がどしたらええんか。私もいろいろと聞いた年寄りの方、高齢の方にはたいがい、もうわしらの時は、わしら死んでもええんさというようなことを言うてます。

しかし、そう言いながら大雨になったら、早く来てくれ助けてくれとかいうとやね、これわしらも後5年か10年生きておったらええんやみたいに思って、その間はこないだろうと、そんなこと考えたくない、皆さん感じとると思うんですね。

しかしこれずっといって、町長にしても私にしても、これから20年ぐらいしたらその立場になるんですが、その間に誰かが絶対そういうことにあうんですね。だから、今のうちに、いつ来るかわからない地震に対して、現実的に助かる方法を示す、全部やなかってもそれなりにパーセンテージが高ければ高いほどいいんですが、その逃げ方をどうやってしたらええかというふうに考えたいと思うんですが、示すべき避難方法、これについてちょっと似たよ

うな回答になるかと思うんですが、さっきのと。答弁をお願いします。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

自力避難が困難な方はどうするかということ、これは一番やはり大きな問題でございます。そういった中で今までもですね、お話させていただいたんですが、自助・共助、このところで、自助として自分が意識があっても動けないよという人たち、これは地域コミュニティの中で、やはり助けていただくしかない、これがまず1つの方法で。

地区によってはリアカーを用意したり、我々としてはかけモックを用意させていただきました。そういったいろいろ地域で工夫していただいて、はっきり言って、こういう津波関係の学者さんもおっしゃっていますけども、発災時の自助・共助・公助の割合は、自助が7割、共助が2割、公助が1割といった、我々職員もですね、含めて300名がそれぞれ助けるわけにはいきませんので、それぞれの地域の方がその時にどういう助け方をするかを、一生懸命ですね、訓練等でもやっていただくのが、一人でも多くの方が助かる手段ではないかと思っています。

東清剛議長

宮地忍君。

1番 宮地忍議員

そうなんです、今までそうやってしてやって、私、実際ここで質問する前に、だいたい40名ぐらいの役場関係者、消防関係者、自主防の関係者の方に、同じことを言うて聞き取り調査をさせてもろて、名前も全部あがとるんですが、危機管理課のほうも何回か行って話させてもろとったりしたんですが、リアカーは実際ゼロではないけども、あれ使って置いてあるところへとりにいって、地震が起こっておさまって、もう筋肉隆々の足の早い若い人が、それをとりにいって、その年寄りのとこへ行って、高齢者の方のとこへ行って乗せて15分以内でまず無理であろうと。

皆さんだいたいあれはなと言うとるんやけども、しかし訓練としてああいったことを、本当に共助を奨励するには、本当にいいことやとは思いますが、それでそういったことで、本当にリアカーやとかかけモック、私もかけモックを買って自分とこの家には置いてあります。あれ二人ではとてもやないが無理やと思うんです、実際。本当に強い気持ちで町民全員が一人でも多くの命を助けようと思うならですね、助かるように、これから、いつかわからんの

やけど、こういった高齢者、体の不自由な方々を避難させる方法を見つけださなければならぬと思います。

そこで私としてちょっとごり押し的な無理なところがあるかもわかりませんが、提案ですが、今後のこういった町なり全体のそれぞれ全てにおいて、全ての訓練においてですね、各地域の中の各地区単位、例えば今、一番良いのは私は回覧板がある、まわし班ですね、だいたい5軒から10軒からの班があると思うんですが、その中でそれぞれの、おらんとこはあかんのやけども、そういった要避難者ですね、避難支援者のおる、班の方は、その他の誰かの車、車両使用、軽トラック、軽乗用車が私は一番適切かと思うんですが、国やとかなんかと、これはまた後で、もうちょっと言うんですが、いけないというふうなことだったんですが、誰かの車をですね、決めておいて、昼はおる人はたいがいこの人、夜になったらこの人、夜やと一番ええなど、その小さい班をつくって、この車を使ってその要避難者を避難要支援者を乗せていく。しかしここで今一番大事なことは、チーム内、班内にですね、避難要支援者がいることが車両使用の条件、おらんだらいったらいかんですね、他のまたまずいことが起きて、混雑して渋滞が起こって、それで被害受けるということでもんで、それを徹底した訓練をこれからしてく、紀北町になりたい、しなければならぬと。しょっちゅう訓練を行う必要があると思うんですが、それで車の速度は早足で、訓練中ですね、早足で歩くスピード、訓練の時ですね、実際のやるとした時、本人はもう訓練でたら危なくて怪我もしたりするんやから、実際きません。そんなことしとれんですけども、その代わりに土嚢やとかなんか物を積んで見立てて、それで10km ぐらいではいはいというふうにして、避難所まで逃げていく方法をとるようにしてはいかがというふうなことなんですが、このようなそれぞれの状況ですね、あった車両の使用の訓練を取り入れてはいかがかと、私はここで提案したいんですが、先に言いました現実にあった方法をとらなければいけないと思います。

この車またもうちょっとあるんですが、これについて町長答弁をお願いします。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

私自身もですね、車による避難行動はですね、避難の1つの手段ではないかと思っております。ただ今、議員がおっしゃっていただいたように、そういったものの訓練はですね、基本的に行っておりません。今、議員がおっしゃったようにできるだけ町として、声かけるのはちょっと難しいと思うんで、できるだけ地域の土地のことがわかっている方がですね、

その土地で車を使った時に、どこで渋滞するか、どこへ連れていくのか、どこへ駐車するか、そしてその時の鍵は誰が持つのか、そのまま置くのか。車は鍵を入れたまま、そのまま駐車して乗り捨てて逃げてくださいという話なんです。

我々の町ですと、本当に広範囲にありますんで、私は議員がご提案のことは、本当に各自主防災会、その中のまた地域地域でするのが有意義な避難方法の1つだと思います。本来ですと、都市部なんかですと、渋滞が起こって車にかえって乗っていることで危ないということはあるんですけども、私はこの地域だったら結構山の方向、一方通行なんで、結構いい避難行動だと。ただ町として一斉にそれをやるというのは、なかなか難しい訓練方法だと思いますし、大きな声で言いにくい部分があるんで、私は是非その地域でそういった訓練の仕方もやっていただければありがたいなと思います。

東清剛議長

宮地忍君。

1番 宮地忍議員

町長がそうやって理解してもらえとは、ちょっと理解してなかったもので、私も。もうちょっときつく言われるかと思ったんですが、それでそのとこなんですが、国からの指導とか大学の先生の偉い方々の話では、基本的な、あの人らの言うところはだいたい基本的、都会を中心にした話になつとるんじゃないかと、話自体は間違っていないですけどもね、あれでいいんですけども、今のような柔軟な考え方を持つべきやと思うんで、避難要支援者に対しては。

それで実際、紀北町には高い建物なんかもないし、電信柱はですね、私これ2月の半ばに尾鷲にある中部電力の担当者の方に聞き取りさせてもらって、いろいろと親切丁寧に教えてもらったんですが、あの電信柱というのは震度7まで倒れんようにできておると。あと揺れるだけで、それで国から倒れませんと、普通のだから今まで起ころうとする地震に対しては倒れませんというようになってますという答えをいただいています。

そやけども、阪神・淡路の時、映像を私見たんですが、それから、倒れてます。あれはなんで倒れておるかという、あそこ高い建物が都会やもんで多い、建物がどんと下へ落ちたり、ちょっと傾いたりすると電信柱にあたって倒れておるんですね、みんな。

当時私の所属しておりました紀北消防なんですけど、三重県緊急援助隊として現地へ出向いてます。その時の隊長であった人と、尾鷲市の方なんですけど、私、これを話するのはちょっと聞き取りにいった人なんですけども、現地までは消防車両はすんなり行けたと。何もでき

なんで、しかし町の中へ入っていくと、もう車では入れないと。電信柱があっちやこっちで倒れておる。

それで走っておる車が電柱へぶつかったりとか、そういうことで倒れておったらしいんですね。ですから地震が起こっただけでは倒れないということですから、それで東北震災の時にも、後で見た、皆さん見た映像があると思うんですが、電信柱が倒れています。あれ私も見たんですが、それで中電の人にあれが倒れておるのはどういうことやというと、基本的には倒れんはずなんやけども、私は中電としても絶対とは言えんけども、あれはまず倒れておるのは、津波によって漂流物、家とか船が流れてきたので、あたって倒れたものと推測されますということでしたもんで、紀北町にはそんなどんときて、電柱を倒すような建物はないうと思うんですね。全然ないかどうかはわからんやけども、ほぼないと思うんで、そういう観点からいけば、私いまいうた、町長もいうてくれたんやけども、車での使用、それで逃げるところですね、今いうたように私これ、紀勢自動車道路のずっと全部、トンネルの走ってみて現状を見てきました。

長島区のほうは、もうどこにでもあるわけですね、道路工事つける何、トンネルが多いもんで、あそこでそれへ逃げていく。海山区やったら、汐見のほうはもうすごいどこにでもどっどっへ行けます。しかし、木津のほうへいくところのあっこはだめです。あっこはしめられて、海山の場合はそやでその汐見のこの奥へいくか、海山のインター上へあがりこんでたらええと思うんですけどもね。

それで長島区のほうはいくらでもあります、あちこちにあります。道瀬なんかでも古里でもたくさんありました。

それでさっきので、町長に私、町としてはそうはいかんと、そのとおりにやと思います。私、ですから、町長には奨励とまではいかんけども、容認していただき、さっきの言葉で容認したようなもんですよね。これをしてもらったら、各地区の防災会の人が、これ見てますもんで、それでそんなもええんかということで、1つずつこれを1つの班に広げてくれるように、私、今ここで一生懸命話させてもろとるんで、それでもう今の言葉いただいたんで、これ最後のしてもらおうと言おうとしたんですが、容認、奨励はせんでもええんですね、容認ですね、そういうことでよろしいですか、町長。それだけちょっとそしたら答弁求めます。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議場でちょっと言いにくい話なんで、ただ本当にそれぞれの地区が、それぞれの避難行動に対する逃げ方ってあると思うんですよ。例えばこの紀北町はそうでもない、伊勢平野とか、平野部分だと遠いですよね、山まで。そういう中でどうやって逃げるか、車でみんな行きました、渋滞しました、車のまま流されました。そういうのはあるんですけど、紀北町は100m、200mいけば、うちは500mで登り口があるということにしてあるんですけども、あります。

しかし、高齢者にとって、議員がおっしゃるように、その100m、200m、500mが遠いんですよ。ですからそのところまで地域の特性にあったやり方で、自主防災会、地区単位でそういうシミュレーションをしていただければ、地区でわかっていますんで、どういうところにどういう空き地があって、どこまで行ける。それらは私は勉強していただくのは、自主防で勉強していただくのはありがたいなと思います。

東清剛議長

宮地忍君。

1番 宮地忍議員

なんか話合いすぎてええんかなと思うんですけど、そのとおりのやと思う。それを私言いたかったんで、他にですね、これからどんどん防災関係のこと、いろんなことを本当に突っ込んだ、現実的に絵に描いた餅のようなことやなしに、現実的なことをやらな、私はいかんと思ってますんで、他によい方法があれば、その時はまたこれを変えていって、いい方法、諦めとる人らに何とか助かるんかいと思ってもらえるような方法を、これから私自身も消防40年間おらしてもらった防災組織としても、私、今いろいろと勉強させてもらってますんで、今後そのような方向でやっていきたいと思います。答弁はいただかなくても結構ですので、どうもそれじゃ、ありがとうございました。終わらさせていただきます。

東清剛議長

以上で、宮地忍君の質問を終わります。

東清剛議長

ここで、暫時休憩いたします。2時まで休憩いたします。

(午後 1時 46分)

東清剛議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 2時 00分)

東清剛議長

次に、15番 平野隆久君の発言を許します。

15番 平野隆久君。

15番 平野隆久議員

それでは通告に従いまして、ただいまより一般質問を行います。

1問目は避難所運営について、2問目は交通対策についてであります。

項目ごとに町長の答弁を求めます。まず1問目の避難所運営については、紀北町避難所運営マニュアルの見直しと、避難所を使用する地域同士の合同訓練の実施に絞って答弁を求めたいと思っております。ここでいう避難所については、津波災害が予想される時、直ぐに逃げる高台や山、避難タワー等の緊急一次避難所ではなく、一次避難した後に帰宅困難者等を受け入れる二次避難所であることを改めて確認しておきます。

これについては、私は3年前の平成28年3月の一般質問から昨年、平成30年9月の一般質問まで要望や提言を4回行っております。この際、町長は避難所運営については十分ではないと述べた上、紀北町運営マニュアルの見直しは行ってまいります。また、自主防災会や自治会になげかけ地域間合同訓練はやるべきだとも答弁されております。

しかし、未だに紀北町避難所運営マニュアルの見直しも合同訓練も行われておりません。町長も十分認識されていると思いますが、津波災害はいつ起こるかわかりません。今日この議会中にも起きるかもわかりません。3年前の平成28年12月議会の一般質問で、私が行政側から自主防災会等の会議で、避難場所のある地域と避難場所のない地域が話し合っ、合同訓練ができるよう投げかけてほしいという質問をした際、町長答弁は避難場所のある地域と避難場所のない地域が、災害時での対応について相談できるよう自主防災会や自治会連合会にも議題を投げかけ、その地域間同士で熟成できるような意識をつくっていくべきだと思えますと答弁されております。

2年半経過した平成30年9月議会の一般質問で、会議に投げかけてくれたのかという質問

をした際、町長は指示は一切出していない。基本的に事務局は課が行うべきだと思う。議員の質問に対して私が答えたことを担当課ができていないということは、よくないことだと思います。私もそこに注視しながらやるべきことかなと思いますと答弁されております。

私があなたなら自分が議会の一般質問で答弁した言葉に責任を持つという意味でも、気になって担当課に進捗状況を確認しますが、その確認はされていなかったということで理解しました。ということは、今回町長が指示を出さなくとも、9月議会での町長答弁を聞いた私は、担当課は自主的に行動されたと推察されます。

そして、町長はその報告を受けていると思いますが、今のような進捗状況になっているのか答弁を求めます。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、平野議員のご質問にお答えをさせていただきます。

今、合同訓練と見直しのことなんですが、これは9月にご指摘いただきまして、我々といったしましても、31年度に避難マニュアルを見直ししたいということで行っております。それとですね、合同訓練のお話なんですけど、これいろいろと担当課のほうも図らせていただいた部分があるんですが、避難していく場所の自主防災会と避難を、逆か、そちらと赤羽地区と例えば海岸地区との連携がですね、どうもうまくいけなかったようなお話を聞いております。

ここのところはですね、投げかけようとしていろいろお話もさせていただいたが、ちょっとこの30年度はできなかったというお話は聞いております。詳しいのはですね、担当のほうでどういう話かって、よろしくをお願いします。

15番 平野隆久議員

担当課は、またあとからで。

東清剛議長

平野隆久君。

15番 平野隆久議員

先ほどの運営マニュアル、紀北町避難所運営マニュアルについては、見直しをされると。これについては、最初つくられたのが28年3月ですよ、少ししか経ってないけども、やっぱり状況としては都度都度変わっていますんで、先ほどの条例案の見直しもということも、

見直しということもありますんで、こういうことについてもやっぱり状況に応じて、見直ししていくという姿勢が大事だと思いますんで、僕も何回もいうて、初めて31年度で見直ししてくださるということで、是非これはお願いしたいと思います。

あとの合同訓練についてですけども、これは先ほどの町長の答弁では、そういうことも自主防災会等で投げかけていたんですけども、地域的なことに関してはなかなか難しいので、できていないという答弁でしたんですけども、それは地区がしないということなんですけど、ちょっとそこらのところが理解しにくいんですけど、これについては尾鷲市の避難所運営マニュアルというのを昨年10月7日につくられたんですけども、これは新聞等の報道によりますと、もう避難所に来られると予想される地域の4地区ごとについては、2、3回訓練がされているという報道があるんですけども、当町の場合はどうしても地域的に遠いところがありますもんで、そこら辺のところはなかなか難しいということではなくて、やはりそういう訓練をするべきだと思うんで、再度どういう方法で進めていくつもりなのか、答弁を再度求めます。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

その点については、私も同感でございまして、そういう訓練をやっていかなければいけないということなんで、担当のほうからもですね、自主防災会議において、こういうものやってみましょうよということですね、積極的に投げかけて協力してもらおうようにやっていきたいと思います。

私、本当に尾鷲市とかですね、他も以前三浦地区でもやっていただいたという話しなかったですか。よろしいですか、なかなか避難所運営そのもののことがなかなかできてない、避難をすることをやって、その後パーティションがありますよね、ああいうところまではできるんですけども、そこら先がいけない。それが今、HUGというゲームをやりながらですね、学校等も含めてやっていただいているところがございますので、これらをですね、自主防災会や自治連合会のほうへ広げていきたいなと思っております。

東清剛議長

平野隆久君。

15番 平野隆久議員

今の合同訓練の前に避難所運営のちょっと言い漏らしがありましたもんで、他市町のことばっかいうてもあれなんですけども、尾鷲市は避難所運営マニュアルについては、平常時、

前から僕、一般質問でも言わせてもろとるんですけども、平常時から役割を決めたほうがいいですよということは言わせてもらっているんです。

その時に町長答弁は、なかなかそれが難しいということを言われているんですけども、僕がいうとんのはね、役員のあて職みみたいな感じ、個人の名前を入れても出てくれる人も出てくれない人もいる。役割を入れても出てこれる時もない時もありますけども、どういう団体がどういうことをするか。尾鷲市なんかについては、平常時の時に役員構成なんかもされています。そういうことも踏まえて、他市町のいいところは取り入れ、自分とこの紀北町にとってどういうことがいいかということを含めてね、マニュアルの見直しをお願いしたいと思いますので、よろしくその点についてはお願いいたします。

それで、先ほど合同訓練については投げかけている、なかなかできないということで、今、町長の答弁では積極的にと言われたんですけども、今までは積極的にやられてなかったということなんですか、再度答弁を求めます。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

結果としてですね、できなかったということはこっち側からすれば、積極性がなかったのかなと思います。ですから本当におっしゃるとおりで大事な訓練だと思います。我々も助かった命をつなぐというのが、二次避難場所での行動でございますので、そのところでせっかく助かった命を二次避難所で命をなくすということはあってはならんことだと思いますので、そこらをですね、今までは一次避難、緊急避難のことばかりやってきました、現実に。

二次避難して避難場所を疎かになっていました。ですから、議員が何度も何度もご指摘いただいて、尻を叩いていただいているので、我々としてもこここのところへ力を入れていくべきだと思います。それで、やはり違う地域から来るわけですから、議員がおっしゃるようにその違う地域の方と、その避難場所として指定しているところの地域の方と、やっぱりコミュニケーションを持ってやらなければいけないなと思います。

東清剛議長

平野隆久君。

15番 平野隆久議員

今、おっしゃられたように、本当に大事なことだと思うんです。くしくも今回の東日本大震災のあれですけども、あの経緯から見ても避難所運営が大変だったと。ものすごく大変だ

ったということは証明されていますし、やはり避難所へ行ってからのやっぱりつないだ命を支えていく、避難所で亡くなられた方もたくさんみえるということも踏まえて、避難所運営に本当に積極的にやっていただきたいと。

それでそういう会議等で投げかける際も、ただ単にこうやって訓練してくださいよというんじゃなくて、どうしてこういうことをすることがいいんだということも踏まえて、会議に説明していただきたいと思いますんで、これは町長を通して課に伝えていただきたいと思いますので、その点についての答弁を求めます。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

これは9月にご指摘いただいたのかな、尾鷲のマニュアルの話、その時に答えたような記憶があるんですけど、大変見やすいです。それで実戦に則して今おっしゃったように、そこを入れ替えれば地域の運営マニュアルに変えられるようなことなんで、私どももそういった使いやすくて、データを渡してそこにわざわざ入力しなくても、そこへ今おっしゃったようにね、例えばどの役の人が何をするとか、そういう入れていくことは非常に重要だと思いますんで、31年は議員のご指摘もいただいて、また、危機管理課のほうへも直接ご指導もいただければですね、よろしいのかなと思いますんで、是非ともご助言をいただきたいなと思います。

東清剛議長

平野隆久君。

15番 平野隆久議員

えらい今までになくかみ合っているんで、大変驚いてます。先ほどの三浦地区の合同訓練という話をされましたけども、これは三浦地区の方に僕お話を聞かせてもらったんですけども、あれはあくまでも三浦地区の訓練のマニュアルをつくった中での訓練であって、合同訓練ではないということを確認していますので、その点についてはお願いします。

それで、9月の一般質問でも課長のほうから三浦地区がしています、いつしましたか、いつしたかわかりませんという話でしたんですけども、やはり合同訓練じゃなくても、やっぱり各地区でどのような訓練がされた、いつした、内容はどうだったということは、やはり課は少なくとも課は把握しておくべきだと思うんです。

その点について、町長はどう思われるのか、今の時点でそういうことはマニュアル等とか

はもらったり、そういうことは把握されたのかどうかお願いします、答弁を求めます。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

このですね、私、合同訓練だと言ったとしたら間違いなんで、防災訓練をされたということで、ごめんなさい。それで今おっしゃったように、課のほうへはですね、議員がまたご質問あるんやとこれはどういう意味か、よくかみしめなさいということで、十分言い聞かせましたんで、はい。

東清剛議長

平野隆久君。

15番 平野隆久議員

その点についてはよろしく願いいたします。

今回は、今までずっとやってきまして、今日はある程度、答えをいただいたんですけども、今まで私の感じとしては、一般質問で提言しても、何もやってくれないと。忸怩たる思いを持っている議員の方々もこの中にはたくさんいると思います。私の場合特にしつこいので、私の提言に対して、意地でもやらないとか、検討しますと言っておけば、その場はやり過ごせると思っていると誤解してしまいそうになります。まさかそんなようなことはないと思いますが、これについては答弁を求める内容じゃないんで、そういうふうに私は思っていますんで、今後とも町長よろしく願いしたいと思います。

それでは、2問目の質問をしたいと思います。

交通対策についての質問を行います。これについては、昨年9月議会の一般質問でも質問しましたが、途中で持ち時間が終了してしまいましたので、今回引き続き質問させていただきます。

それでは、まず相乗り運送実証事業についてお伺いします。

これは昨年6月の一般会計補正予算で認められた700万円の事業で、福祉タクシーよりも制限のない、自宅から病院や買い物などへ出かける方のドアトゥードアで、タクシー料金のおおよそ半額程度で可能な移動手段であり、車やバイクを所有してない方々の交通手段確保の救済事業でありました。

三重大学との共同実施で、海山地区が9月から12月、紀伊長島地区が10月から1月、利用者に会員登録をしてもらい、ドライバーは70歳以下、免許は1種、2種にこだわらずその時

は運転者6名、今回8名ということをお先ほど答弁でされていましたが、予定で、個人の車を配車センターに登録をして実施され、事業委託料340万円で三重交通に委託するとのことでありました。

これは総務省のシェアリングエコノミー活用推進事業委託金を活用して、公共交通空白地対策を目的として実証事業を行ったということですが、この定例会3月議会冒頭の行政報告で、相乗り運送実証事業の結果報告があるのかなと思っていましたが、報告されませんでした。

すべての予算可決分について、議会に対しての報告は不可能なことは理解できますが、この相乗り運送実証事業は交通手段のない高齢者が多いこの地方にとって、大変重要な実証事業であり、町民の期待も大きいものでありました。私たち議員もこの予算を認めた以上、この相乗り運送事業は今後どうなるのかと、町民の方々に聞かれた時の説明責任があります。

なぜ今回実証内容を報告しなかったのか。またこの施策の実証事業はどのような結果だったのか、31年度の当初予算には計上されておられません、実証事業なので30年度で終了なのか、この3点について答弁を求めます。

実証事業の結果についてはある程度前者議員の時も報告、答弁されておりましたので、それ以外のことで詳しく答弁を求めたいと思います。よろしくお願ひします。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

まずは一番肝心なところからお話させていただきます。報告がなかった、はい、自分もこのことについては反省をいたしております。なぜかという、この結果をですね、私もこれもそうなんですけど、健康センターもそうなんです、日曜日営業した。そういうのをどう伝えようかなと思っているうちに今日がきてしまいました。

そして、今このご質問をいただいて、通告書でした時にしまったと、結果報告の表を議員の皆様にお渡しすべきだと。そしてその表を見て議員の皆様が感じたことを、一般質問するんであろうと、これは反省しております素直に。これからはですね、いちいち全協とかそれはできませんけど、そういった結果については、表なり何かをこれからは提出させていただきたいと、そのように思います。まずはお詫びです。

それから事業の結果を述べさせていただきます。本事業の結果でございます。先ほども申し上げましたが、繰り返し述べさせていただきます。あらかじめ登録していただいた利用会

員127人、運転手は8人の方々に登録いただきました。運送結果につきましては、登録127人のうち70の方が利用し、運行回数は244回、延べ利用者数は370人となりました。

利用目的については、いこかバスとほぼ同じで買い物と通院で午前中の利用がたくさんございました。

それから、31年度の予算計上のお話もしていただいたと思いますが、今回、31年度の予算を見送っております。今、数字が出たばかりでございますので、この31年度にデータを分析しながら、相乗り運送についてどうすべきか、そして公共交通会議のですね、了承を得ないとあれには三重交通さんとか、事業者さんとか、いろいろな方が公共交通に関する方が入っておりますので、そういった方の意見を聞き取ってやっていきたいなと思うので、予算化ということではですね、いたしております。

東清剛議長

平野隆久君。

15番 平野隆久議員

今、相乗りの実証事業の結果について、数字的なことは先ほどもお答えいただいたんですけど、それを重複したような感じで説明していただいたんですけども、これについてはやっぱりそういうことも含めて、やっぱり相乗り実証事業ですので、例えば今後、平成31年度は当初のせれなかったけども、今後なんらかの形でやっていきたいなというお答えもありましたもんで、やはり僕の本当に聞きたい話はね、やっぱりメリット、デメリットというたらおかしいけど、期待と課題ですね、やっぱりそういうところがどういうふうな部分があったのか、それによって今後どういう事業に繋げていくのかということが、やっぱり大事だと思います。

聞くところによると運転業務をした方々に、どうだったかというアンケートもとられたというふうにはお伺いしています。新聞等でも期待の部分で免許証の返納があるとか、いろいろ出てきましたけども、町長が今回やられて感じられた期待と課題についての答弁を求めます。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

まずは聞き取りのほうもですね、させていただいたんで、そこらご報告でよろしいですか。まず利用者の聞き取りでございます。満足しているという方が74%いらっしゃいました。

このような運送が必要と思う方は97%にのぼりました。ドアトゥードアが便利であって、特に買い物帰りの荷物の運搬が楽であると。行きたい時に出かけることができる。こういったところがですね、いろいろあり、改善要望については細かいところもいろいろあったんですが、運転手さんの聞き取りにしてもですね、運転手さん自体も全員が評価すると答えていただきまして、運転手として参加したことは高齢者等の輸送に関われるということで有意義と答えていただいた方も多かったと思います。

また将来の必要性はこういった交通の手段が必要ではないかというような運転手さんのお声を聞いております。しかしながら、課題としても多くですね、ボランティアということで所得、収入の部分も大変だということ。また配車センターを三重交通さんに頼んだ部分があって、その部分も町外でございましたので、なかなか難しかったとか、IT機械が使いづらかったとか、いろいろな限定の地域の方が使えたということで、もっと広げてほしいとかですね、そういったこととかいろいろございましたので、会員登録やそういった手間も大変だというようなご意見もございましたので、これらを31年度検証する時には、こういった課題を解決しながら前へ進めなければいけないと思っております。

東清剛議長

平野隆久君。

15番 平野隆久議員

期待ではある程度期待感が多かったかなという、今の答弁で伺いました。課題については新聞報道では運転手の確保が難しかったということも載ってました。たぶん課題としてはこういうこともあるんかと思えます。ボランティアでほとんどボランティアの精神でやっていたお供で、なかなか運転手の方が来てもらいにくいという現状はあったと思えます。

またその運転手の業務した方に少し聞いたんですけども、やっぱりその方もいつ呼び出しがかかるかわかんないんで、ずっと待機している状況が大変苦痛といたらおかしいけども、大変でしたということで、あと休みがなくなってずっと続けてなんで、いつ呼び出されるかわかんない状況がずっと続くので大変だった。その方が言われるのは日曜日は平均少なかったんで、日曜日が休みやったらとかいう話はされてました。

それは課のほうでも聞き取っているかどうかわかりませんが、こういう声もあるんで、もし相乗り事業とほぼ一緒のようなことをするんでしたら、やっぱりこの課題を解消するような施策をうっていただきたいと。

次に相乗りじゃなくて、同じような形でするんでしたらね、こういうことを含めながら新しいことを進めていただきたいと思います。課題についてはいろいろこれからも、いろいろそれを検討して今後よりよい施策に、とにかく期待としてはこういう交通手段が欲しいよという方が多かったということで理解してますんで、その点では十分今後ともやっていただきたいと思いますんで、その点についての答弁を求めます。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

前者議員にも少しお答えさせていただきました、JR、それから路線バス、いこかバス、相乗りのような形態の新形態のやつ、それから民間のタクシー会社さん、それから福祉タクシーさん、そういったものも含めてですね、どういった手段で全町で移動が可能になるかということ、いやいや、タクシー尾鷲にあります、一応尾鷲からも来れますんで、そういったものも含めてですね、すべての方が少しでも移動しやすい状況をつくるのが、ということです、その新たなシステムの中に相乗りのような方式の中で検討できないかと、31年度の課題といたしております。

東清剛議長

平野隆久君。

15番 平野隆久議員

この相乗り運送実証事業については、今後の期待も含めて今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、次の町民の交通手段の確保についてなんですけども、これは現在でも当町はタクシーが廃業となったので、当町管内のバスの交通手段としては、尾鷲長島線と島勝線の2路線の三重交通の路線バス、それから三重交通に委託している河合線の自主運行バス、海野線と便ノ山線の2路線のいこかバスになるかと思ひます。

これらの点について乗車率がわかっていたら、わかっている範囲での答弁を求めます。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

これは誠に申し訳ないんですけども、乗車率ではちょっと出ておりませんので、乗車人数ということで報告させていただいてよろしいですか。

これの三重交通の資料等でなんですけども、路線バス及び河合線につきましては、運賃収入から推計して算出した29年度輸送人員ということになります。尾鷲長島線が年間6万105人、島勝線が4万9,804人、河合線は4,260人、いこかバスにつきましては、便ノ山線が1,767人、海野線が1,412人でございます。

それでは、JR紀勢本線の本町内の駅における28年度の乗車人数は。

15番 平野隆久議員

いいです。

尾上壽一町長

いいですか、はい。

東清剛議長

平野隆久君。

15番 平野隆久議員

この乗車人数ですか、これについては多いか少ないのかといえば少ないというふうに思います。そのため昨年度から地域間生活路線利用促進補助金として、尾鷲高校に通学する生徒が少しでも多く尾鷲長島間のバスに乗車してもらうために、定期購入補助として予算が組まれております。

昨年度予算は120万円だと思うんですけども、今年予算が60万円と半額として計上されております。これについては思ったほどの効果がなかったのかなというふうに伺えますが、昨年度の実績と予想より少なかった要因について、わかりましたら答弁を求めます。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

これはもう昨年度の実績にあってですね、ちょっと予算化をさせていただきました。まず最初昨年度の予算について、ご説明させていただきます。28年10月にですね、アンケート調査をいたしました。調査をさらに29年8月にバス利用意向のアンケート調査をいたしました。

そして、2回目のバス通学について意向調査においてですね、条件が良くなればバスを利用したいと答えた生徒の皆さんが73名でございます。

そして、定期代が安くなればと回答した生徒が、57人ございましたので、その2分の1の28人の分を見積もらさせていただきました。しかしながら、30年度の定期購入者が3人と

いう実績でございますので、今年度31年度は14人分程度に減額させていただいた、そのような理由です。

東清剛議長

平野隆久君。

15番 平野隆久議員

今の答弁によりますと見積りですんで、できたらという気持ちもあって、そういう昨年度は120万円だと思うんですが、それが3人ということで大変少なかったなということで、今回14人ということで予算をされたということなんですけども、この3人になった要因、今回は14人で計上されていますけども、昨年度3人だった要因はどのように考えられておるのか、アンケートをとったけども、実際お金を出す時はそうでもなかったのかなという感覚は、お金というか、定期が半額になりますもんで、少しは得になると思うんですけども、もう少しあってもよさそうだと思うんですけども、実質3人だということについての要因はどのように考えられるのでしょうか、答弁を求めます。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

私もこれは期待しておりました。相当多くの人が使っていただけのかなと、特にですね、海山地区でおけば矢口等なんかですと、ずっと相賀駅まで自転車で来るわけですね、雨もあれば。しかしながらまず1つの要点は、最初やりだした時はその時間設定、バスの。ちょっと生徒たちから見ればちょっと使い勝手の悪い部分もあったなということもあって、それも時間調整をいろいろと三重交通としてさせていただきました。

それとこれは私の勝手な推測なんですけど、友だちと通うということも大事だと思うんですよね。だから車でみんなとわいわい言いながら通ってするのが、今も習慣づいているんで、そういうところもあるのかなと思いますんで、この新年度1年生に入ってみえる1年生はですね、また担当のほうもいろいろこの説明に行ったり、中学校で説明していただいたり、そういうことをやっているというお話でございます。

東清剛議長

平野隆久君。

15番 平野隆久議員

単純計算されるとアンケートで57名がいたって、定期代が安くなったらということなんで

すけども、実際3人だということは啓蒙もね、啓蒙はどうされておるのかなというふうに、ちょっと考えましたもんで、今の町長の答弁でね、生徒に説明もしに行きということで言われていたんですけども、今回も14人の予算が計上されていますので、もう少しもうちょっと理解がしてもらえたらなということもありますんで、昨年度も努力はされたんでしょうけども、もう少しよい施策ということでしたら、やっぱりもう少し啓蒙とか使ってもらえるように、ちょっと努力をさらにお願ひしたいと思ひますんで、その点についてよろしくお願ひいたします。

それでは、続いて昨年128万3,000円が予算計上されて、7月から9月までの3カ月、試験運行をしたいこかバスの中桐線は、どのような試験結果だったのか。今年度は予算計上されていないがこの路線に対して、今後どう考えていくのかの質問をしようと思っておったんですけども、試験結果については先ほど前者議員の方のご質問で146人、1日平均5.6人だったという答弁もいただきましたので、今後この路線についてはどのように考えているのか、これについても予算計上されていませんので、答弁を求めます。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

5人前後ということですね、それと長島地区の場合は、相乗り運送と同じ地区をさせていただきますんで、その利用者等のお話を聞くと相乗りのほうが利便性ええというお話があったんで、いこかバスの今の現行では難しいと思ひます。ですから、相乗りに即したような方法が全町内でとれないのかも含めてやっていきたいなと思ひます。

東清剛議長

平野隆久君。

15番 平野隆久議員

相乗りよりもいこかバスはちょっと不便性があったかなということで、料金的にはいこかバスも有料で、相乗りも有料、タクシーの半額程度の有償ということなんですけども、これは前もちょっと質問して、無理だなという話も出たんですけども、いこかバスの無料化できないものかということで、前も答弁されて他のところの課にもということも聞いているんですけども、再度やっぱり無料化ということの町民の方々の要望もありますので、再度この点についての答弁を求めます。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

いこかバスの無料化は議員、今おっしゃっていただいたように、このいこかバスの検討当時からですね、じゃあ三重交通を使っている方たちとの公平性はどうなのかということがございまして、じゃあそういう路線は乗っている方とか損なのかという話になりますんで、公平性という面からするとやっぱり料金をとらしていただきたいなと思っております。

東清剛議長

平野隆久君。

15番 平野隆久議員

そのことについて、他で有料のところに乗っている方との差別化というか、公平性がどうなのかということで、されていないということは伺っておるんですけども、これに関してもちょっと次の質問でかねますので、次の質問なんですけども、今でも移動手段が困難な方が多い中、ますます高齢化が進み、移動手段で自動車の活用ができない方々が増えてくると予想されます。自転車移動やシルバーカーの手押し車等での移動では遠くまで行けないので、買い物難民が増える。近所で助け合いをという論理もありますけども、やはり人を乗車させて事故でもあった場合の危惧や、乗車をお願いする側も遠慮する部分もあり、なかなか現実を考えると難しいこともあります。

今回行った相乗り運送もユーザーの要求があった際に、その要求に応じてサービスを提供するオンデマンド方式と思いますけども、オンデマンド方式によるバス運行は、当町では考えられないのか。また検討したことはあるのかに対しての答弁を求めます。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

相乗り前に臨む前にいこかバスに臨む前にですね、いろいろな市町村、有償運送とかそういったものも含めてですね、全部検討させていただきまして、その中でいこかバス、それから相乗りの実証実験となっておりますので、いろいろな方策、どうすればいいかという検討はさせていただきました。それと議員おっしゃったように、助け合いだけでは継続できないと思います。

東清剛議長

平野隆久君。

15番 平野隆久議員

いこかバスの無料化、僕はそういうお考えもありますけども、是非無料化にお願いしたいなというふうな気持ちなんです。それも含めてオンデマンドのことなんですけども、検討されているのかも含めて、ちょっと僕も調べたところによると、玉城町に元気バスというのがありまして、ちょっと資料を読まさせてもらっているんですけども、当町と同じように福祉バスを出して、なかなかあれでそういうのを含めて元気バスということでやっているということで、出ているんですけども、これについても無料でしているんですけども、玉城町らでも路線バスはあると思うんですけども、そこら辺のとはどうなんですか。ちょっとその点についての答弁を求めます。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

路線バス自体はですね、病院等へ行くのがあると聞いています。ただ玉城町ができたのは、私も直ぐ玉城町へ聞きにいきました。玉城町の面積だからできるんだよというお話があって、ぐるぐる回していてもしれてますんで、それが東大だったかどっかのあれと連携をとって、そういうシステムをつくったんですけども、紀北町ではちょっとそこには馴染まないというのは町長からもお話は聞いております。

東清剛議長

平野隆久君。

15番 平野隆久議員

玉城町の現状、僕は直接行って聞いてませんので、資料で見ただけなもので、ある程度こういうこともできるのかなという感覚で、資料として読んでいましたもので、これに限らず今後やっぱり当町としてはやっぱり今後本当に増えてくると思うんです。やっぱりこういうことも踏まえて、今後ともやっぱり考えていっていただきたいなというので、こういう例もあるよということで、ご存知だったんですけども、他にも当町に見合った地域的な地形は確かにあそこは違いますんで、この地域で何らか活用できるような方策がないかというのは、今後とも考えて欲しいと思います。

オンデマンドもありましたけども、そういうところもよろしく今後ともお願いしたいと思います。これは答弁、それは一生懸命やっていただけるということでお願いしたいと思います。

あともう1点なんですけども、河合線の廃止、代替バス運行委託料が昨年度の予算798万

3,000円から今年度の予算計上は844万8,000円で46万円増えております。それでまた尾鷲長島、島勝線の地域間生活路線確保維持費補助金が昨年度の予算532万2,000円から、今年度の予算計上が655万1,000円で、約73万円増えておりますけども、この点についての答弁を求めます。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

これは収支ということで経常経費がですね、上がっております。それとやはり収入のほうも下がっております、利用者の減ということ。それと消費税の増額分が加算しておりますので、そういった事情もございまして、これだけの差額が出ております。

東清剛議長

平野隆久君。

15番 平野隆久議員

今年度は消費税という特殊な10%上がるということで、そういう面もあったと思うんですけども、やっぱり年々利用者が減ってくる傾向は、これからさらに増えてくると予想されますんで、先ほども申しましたように、交通手段の確保はやっぱり今後ともオンデマンド方式がいいのか、また違う方式がいいのかを含めて、本当に交通弱者の方のために考えていただきたいと思うんです。

今回はえらいかみ合った話でスルスルいったんで、時間的に思ったよりか早く終わりそうなんで、これについては先ほど申しましたように、移動手段の困難な方が今でも多い現状でありながら、高齢化によりますます移動手段の困難な方が増えてくると予想されます。どうしても行政施策に頼らざるを得ない状況であります。この問題は大変難しい問題であると私も理解できますが、高齢者の住民の方々にとって差し迫った状況になっていることを、町長には十分理解していただき、少しでもよい方向性を見出し、町民の方々にとって紀北町が住みやすい町と思っていただけるような施策をお願いしたいと思っております。

このことに関して答弁いただき、私の一般質問を終わります。

東清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

高齢化が進む中でですね、移動手段の確保というのはですね、行政の責務ではないかと思

っております。そういう中で公共交通手段を確保しようと思うと、予算化ということが伴ってまいりますので、皆様のご理解を得ながらですね、一人でも多くの人が移動しやすいようなシステムを考えてまいりたいと、そのように思います。

東清剛議長

これで、平野隆久君の質問を終わります。

なお、奥村仁君ほか4名の質問については、13日の本会議の日程といたします。

東清剛議長

本日はこれで散会いたします。

(午後 2時 44分)

地方自治法第 123条第 2 項の規定により下記に署名する。

令和 元年 6 月 1 1日

紀北町議会議員 東 清剛

紀北町議会議員 大西瑞香

紀北町議会議員 原 隆伸